

令和4年第2回岩泉町議会定例会
条例補正予算等審査特別委員会会議録目次

第 1 号 (6月7日)

出席委員	1
欠席委員	1
委員会に出席した事務職員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	2
委員会日程	3
開会の宣告	5
委員長の互選	5
委員長の挨拶	5
副委員長の互選	5
町民課長の発言	6
議案第1号 岩泉町防災会議条例の一部を改正する条例について	6
議案第3号 財産の処分に関し議決を求めることについて	10
議案第2号 令和4年度岩泉町一般会計補正予算(第2号)	11
教育次長の発言	61
閉会の宣告	70
署名	71

令和4年第2回岩泉町議会定例会条例補正予算等審査特別委員会記録（第1号）						
招 集 年 月 日	令 和 4 年 5 月 1 9 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 役 場 大 会 議 室					
開会、開議、散会 延会、閉会の日時	開 会	令 和 4 年 6 月 7 日 午 前 1 0 時 0 0 分				
	閉 会	令 和 4 年 6 月 7 日 午 後 3 時 1 0 分				
出席及び欠席委員 出席12人 欠席0人 (凡例) ○ 出席 × 欠席	委員 番号	氏 名	出欠 の別	委員 番号	氏 名	出欠 の別
	1	千 葉 泰 彦	○	9	早 川 ケン子	○
	2	佐 藤 安 美	○	10	三田地 和 彦	○
	3	畠 山 昌 典	○	11	合 砂 丈 司	○
	4	畠 山 和 英	○	12	三田地 泰 正	○
	5	(欠 番)		13	八重樫 龍 介	○
	6	三田地 久 志	○			
	7	林 崎 竟次郎	○			
	8	坂 本 昇	○			

正副委員長氏名	委員長	早川ケン子	副委員長	合砂丈司
委員会に出席した事務職員	事務局長	中川原克彦	議事係長	石垣直美
	主査	三浦利佳		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	町長	中居健一	副町長	三浦英二
	教育長	三上潤	総務課長	三上義重
	政策推進課長	佐々木真	会計管理者兼 税務出納課長	佐々木忠明
	町民課長	山岸知成	健康推進課長	三浦政宏
	経済観光交流課長	佐々木章	農林水産課長	佐々木修二
	地域整備課長	三上訓一	上下水道課長	佐藤哲也
	消防防災課長	和山勝富	危機管理課長	應家義政
	教育次長	佐々木剛		
その他の関係職員				
委員会日程	別紙特別委員会日程のとおり			
委員会に付した事件	別紙のとおり			
議事の経過	別紙のとおり			

令和 4 年 第 2 回 岩 泉 町 議 会 定 例 会
条 例 補 正 予 算 等 審 査 特 別 委 員 会

委 員 会 日 程 (第 1 号)

令和 4 年 6 月 7 日 (火曜日) 午前 10 時 00 分開会

1. 開 会
2. 委員長の互選
3. 委員長の挨拶
4. 副委員長の互選
5. 付議事件
 - (1) 議案第 1 号 岩泉町防災会議条例の一部を改正する条例について
 - (2) 議案第 3 号 財産の処分に関し議決を求めることについて
 - (3) 議案第 2 号 令和 4 年度岩泉町一般会計補正予算 (第 2 号)
6. 閉 会

◎開会の宣告

○年長委員（早川ケン子君） ただいまから条例補正予算等審査特別委員会を開会します。

ただいまの出席委員は12人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

（午前10時00分）

◎委員長の互選

○年長委員（早川ケン子君） これより委員長の互選を行います。

お諮りします。委員長の互選については、本職より指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○年長委員（早川ケン子君） 異議なしと認めます。

したがって、本職より指名することに決定いたしました。

本委員会の委員長には、9番、早川ケン子委員を指名します。

引き続き委員長を務めさせていただきます。

〔委員長の交代〕

◎委員長の挨拶

○委員長（早川ケン子君） 早川ケン子でございます。本日の委員会は、条例改正1件、財産処分1件、補正予算が1件でございます。慎重審議のほど、また審査の進行について特段のご協力をお願いいたします。

◎副委員長の互選

○委員長（早川ケン子君） これより副委員長の互選を行います。

お諮りします。副委員長の互選については、本職より指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） 異議なしと認めます。

したがって、本職より指名することに決定いたしました。

副委員長には、11番、合砂丈司委員を指名します。

なお、携帯電話をお持ちの方は電源を切るか、マナーモードに切り替えるようお願いいたします。

◎町民課長の発言

○委員長（早川ケン子君） 審査に入る前に、町民課長から発言の申出がありますので、これを許可します。

山岸町民課長。

○町民課長（山岸知成君） 町民課から岩泉町シルバー人材センターの件についてご報告させていただきます。

岩泉町シルバー人材センターの事務所は、町民課を通じて町有の建物を貸付けし、使用しているところですが、本日朝に職員が出勤したところ、裏の勝手口ドアのガラスと鍵が壊され、人が侵入した形跡があり、また事務機の鍵をこじ開けようとした形跡も確認できるとの連絡がありました。

このことから、シルバー人材センターでは岩泉警察署に通報し、現在警察の捜査が行われております。被害の詳細は、この捜査により把握することとなりますが、このような事態となったことから、ひとまずここにご報告させていただきます。よろしく申し上げます。

◎議案第1号 岩泉町防災会議条例の一部を改正する条例について

○委員長（早川ケン子君） これより審査に入ります。

議案第1号 岩泉町防災会議条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

應家危機管理課長。

○危機管理課長（應家義政君） おはようございます。それでは、議案第1号 岩泉町防災会議条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

今回の改正は、防災会議の委員の定数を変更するものでございまして、職員から委員

を減らし、自主防災組織や学識経験のある委員を増やして、専門知識を有する者の参画の機会を拡充するものでございます。

これまで防災会議の委員には全課長を指名してございましたけれども、副町長など3人以内としまして、一方で社会福祉協議会など災害ボランティア団体の参画により民間活力を町の防災に生かすものでございます。

参考資料、3ページ目を御覧願います。新旧対照表でございますけれども、第3条第5項第4号の「町長が町の職員のうちから指名する者」を「15人以内」から「3人以内」に、そして第8号の「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者」を「10人以内」から「15人以内」にするものであります。

1ページ、お戻り願います。附則としまして、施行期日は公布の日からとし、任期については現委員の任期の満了日とするものでございます。

以上でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（早川ケン子君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、会議録調製の関係から、課長等以外が答弁する場合には総括室長あるいは室長等から答弁させる旨申し出て、委員長の許可を得てから発言するよう、またマイクを持って発言するようご協力をお願いいたします。

次に、委員の皆様申し上げますが、説明者に対する質疑はなるべく簡単明瞭に願います。会議録調製の都合から、発言の際は議席番号を言ってから発言をお願いします。

これから議案第1号について質疑を行います。質疑はありますか。

4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） おはようございます。まず、この条例見てくればいいのでしょうか、所掌というか、この会議、今度のこの条例の改正なのですが、この防災会議、ここは何をやるところなのか、まずご説明ください。

○危機管理課長（應家義政君） 佐々木総括室長。

○委員長（早川ケン子君） 佐々木総括室長。

○危機管理課総括室長（佐々木久幸君） それでは、防災会議の役務についてお話しいたします。

防災会議につきましては、まずは地域防災計画の策定につきまして行う会議となります。そのほか地域防災計画のそれぞれの遂行につきまして、それぞれの委員のメンバーで進めていくというのが大きな部分となります。そのほか町のほうで防災の重要事項があった場合について、その審議をしていただくというところとなります。

以上です。

○委員長（早川ケン子君） 4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） 会議をやって計画を決めるというのかなと思いますが、それで今詳しくは説明がなかったのですが、町の職員は3名に減らすと。次のこの自主防災組織とか、そのほか学識経験者、これを15人に増やすということなのですが、そうしますと具体的にはどういうところを想定というか、選定しようとしておりますでしょうか。

○危機管理課長（應家義政君） 佐々木総括室長。

○委員長（早川ケン子君） 佐々木総括室長。

○危機管理課総括室長（佐々木久幸君） 自主防災組織及び学識経験者の枠につきまして、今回10人以内というところを15人以内というところに改正いたします。今現在想定しておりますのは、ボランティア関係団体の参画ということで、町の社会福祉協議会、そして現在も継続して支援を行っているクチュカさん、この2団体を今のところ予定しております。そのほかの枠につきましては、15人以内という枠をお認めいただきまして、今後それぞれ地域で活動している自主防災組織なりの皆さんのほうから参画をいただいて、地域防災計画への意見を充実させていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○委員長（早川ケン子君） 12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） 現時点での町内の自主防災組織なるものは何か所というか、何件あるのかお伺いします。

○危機管理課長（應家義政君） 佐々木総括室長。

○委員長（早川ケン子君） 佐々木総括室長。

○危機管理課総括室長（佐々木久幸君） 現在会議のほうに参画いただいている自主防災組織につきましては、各地区の自主防災協議会の皆さん、6会長の皆さんからまずは参加をいただいております。そのほか町の婦人消防組織の会長のほうから参画をいただい

ております。そのほか町の防災士連絡協議会の女性部会長ということで参画をいただいております。ほか女性の活動というところで、岩泉女性連絡会議おじゃんこの会のほうと、あとは食生活改善グループいわいずみの会のほうからの参画をいただいているところとなります。

○委員長（早川ケン子君） 12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） ちなみに、現時点での町の防災士の人数を教えてくださいか。

○危機管理課長（應家義政君） 佐々木総括室長。

○委員長（早川ケン子君） 佐々木総括室長。

○危機管理課総括室長（佐々木久幸君） 防災士につきましては、現在206名の協議会会員で運営をしているところとなります。

○委員長（早川ケン子君） 12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） 防災士の資格を持っている方全員が防災の協議会なるものに入っているのか、現状をお伺いします。

○危機管理課長（應家義政君） 佐々木総括室長。

○委員長（早川ケン子君） 佐々木総括室長。

○危機管理課総括室長（佐々木久幸君） 資格者につきましては、日本防災士機構のほうの資格になるわけですが、そちらのほうから岩泉町に住所がある防災士の名簿をいただきまして、その方々にお声がけをして、現在会員になっていただいているところです。諸事情によりまして、1名の方が会の参画には今現在なっていないところではありますが、ほぼ岩泉町に在住されている防災士資格のある方については、会員として活動をお願いしているところとなります。

以上です。

○委員長（早川ケン子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） これで質疑を終わります。

これから議案第1号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎議案第3号 財産の処分に関し議決を求めることについて

○委員長（早川ケン子君） 議案第3号に移ります。財産の処分に関し議決を求めることについてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） それでは、議案第3号につきましてご説明いたします。

去る2月3日開催の町議会全員協議会で説明させていただきました岩泉ホールディングス株式会社への土地の売却に係る案件となります。

売却の目的でございますが、岩泉ホールディングスの経営基盤強化による経営安定を支援するためとなります。

続きまして、売却する用地をご説明しますので、議案書の3ページをお開きいただきたいと思っております。3ページの右の図の用地図でございますけれども、今回売却する部分を黄色に、岩泉ホールディングスの社有地を水色で表示してございます。点線で囲まれた部分は、乳業施設の本社工場及び第2工場の建物の位置を示してございます。売却する所在地番につきましては、黒字で地番を記載してございます。2月3日、全協での説明の際には計8筆の売却予定で説明しておりましたが、右下の19番の12の分筆1か所が加わりまして、合計9筆となります。この用地図のとおり、今回売却することにより乳業の工場用地は全て岩泉ホールディングスの社有地となります。

続いて、資料の2ページを御覧願います。この9筆の所在地番、地目面積を記載してございます。合計面積の5,033.81平米が今回の売払い面積となります。分筆測量は必要でございましたので、本年1月から2月にかけて行い、分筆登記、地目変更の登記につ

いても既に完了してございます。

議案書の1ページにお戻り願います。売却の価格について、経過等を踏まえてご説明いたします。年度末の3月に不動産鑑定士から鑑定評価をいただきました額、資料のほうには記載してはございませんが、1,504万9,000円で鑑定されました。この額から岩泉ホールディングスが費用負担しました分筆測量費109万5,000円を控除した1,395万4,000円を売却額としてございます。この分筆測量につきましては、不動産売買の場合、社会通念上、一般的に売買面積を確定させる行為は売主が行うということになっておりますが、町が予算措置し、分筆測量するか、または買主が発注し、土地売買代金から控除するかを双方で協議いたしまして、不動産鑑定のため面積の確定を急ぐ必要もあったことから、今回の方法を採用したところでございます。

なお、今後につきましては議会の承認が認められた後、6月末までに所有権移転登記を完了したいと考えております。

以上となります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（早川ケン子君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第3号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） 質疑なしと認めます。

これから議案第3号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎議案第2号 令和4年度岩泉町一般会計補正予算（第2号）

○委員長（早川ケン子君） 議案第2号 令和4年度岩泉町一般会計補正予算（第2号）

を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上総務課長。

○総務課長（三上義重君） それでは、議案第2号 令和4年度岩泉町一般会計補正予算（第2号）につきましてご説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症の社会的、経済的影響が長期化している状況を踏まえまして、対処すべき喫緊の課題に対応する予算を編成したところでございます。また、国及び県の補助事業の交付決定等に伴うものなど早期の対応を要する事業について、追加の予算を計上したところでございます。

それでは、歳出からご説明申し上げます。11ページを御覧願います。別冊のつづりとしてお配りしております令和4年度補正予算新規事業等概要につきましては、後ほど担当課長から説明がございますので、ここでは主な補正予算項目をご説明させていただきます。

2款1項5目財産管理費、12節に監理委託料120万円、14節に旧小川診療所等解体工事2,400万円を追加しております。旧小川診療所は、昭和44年12月の建築から52年、併設する旧医師住宅は昭和55年12月の建築から41年が経過しており、小川地域の中心部において施設の老朽化等による危険性が高いことから解体するものでございます。

同じく6目企画費、7節に地域おこし協力隊報償費550万円、12ページ上段、18節に地域おこし協力隊活動費補助金330万円を追加しております。これは、7月1日に3名、10月1日に2名の着任を見込んでおり、その必要額を追加するものであります。

次に、2款2項2目賦課徴収費、12節に標準宅地鑑定評価委託料876万5,000円を追加しております。これは、地方税法の規定に基づき、3年に1度の固定資産税の評価替えに向けた不動産鑑定の委託を実施するものであります。

続きまして、13ページの上段を御覧願います。3款1項1目社会福祉総務費、18節に住民税非課税世帯等臨時特別給付金2,700万円を追加しております。これは、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和4年度に新たに非課税となった世帯に対し、10万円を支給するものでございます。

続きまして、3款2項1目児童福祉総務費、18節に子育て世帯生活支援特別給付金475万

円を追加しております。これは、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、住民税非課税の子育て世帯に対し、児童1人当たり5万円を支給するものでございます。

次に、14ページを御覧願います。4款1項2目予防費、12節に新型コロナウイルスワクチン接種委託料2,079万円を追加しております。これは、60歳以上の高齢者等の4回目接種を実施するものでございます。

続きまして、16ページを御覧願います。8款1項5目災害対策費、12節に津波避難ビル等構造計算委託料687万5,000円を追加しております。これは、令和4年3月の岩手県津波浸水想定区域の公表を受けて、津波避難ビルとしての安全性を確認するため実施するものであります。

続きまして、17ページを御覧願います。9款5項1目保健体育総務費、10節に消耗品費316万5,000円、17節に小中学校衛生用備品購入419万円を追加しております。これは、新型コロナウイルス感染症対策を講じるため、町内小中学校に必要な衛生用品等を整備するものであります。

以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入をご説明いたします。8ページを御覧願います。14款1項2目衛生費国庫負担金で2,271万9,000円を計上しております。新型コロナウイルスワクチンの4回目接種の実施に対する国庫負担金でございます。

次に、14款2項1目総務費国庫補助金で、過疎地域持続的発展支援交付金1,738万円を計上しております。これは、当初予算で計上している歴史民俗資料館整備工事に対する財源として、同交付金の内示がありましたので、今回財源の充当替えを行うものでございます。

また、2目民生費国庫補助金で2,752万7,000円を計上しております。これは、住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給に対する国庫補助金でございます。

3目衛生費国庫補助金では1,600万9,000円を計上しております。先ほどの国庫負担金と同様に新型コロナウイルスワクチンの4回目接種の実施に対する国庫補助金でございます。

続きまして、9ページを御覧願います。16款2項1目不動産売払収入で1,395万4,000円を計上しております。これは、先ほど議案第3号でご審査いただきました岩泉ホールデ

インクス株式会社に売却する土地の売払収入であります。

次に、18款2項1目財政調整基金繰入金で2,946万6,000円の増額計上し、財源調整を行っております。

以上で歳入の説明を終わります。

最後に、5ページを御覧願います。第2表、地方債補正でございます。辺地対策事業、過疎対策事業、緊急防災減災事業について限度額の補正を行い、補正後の限度額の総額を10億1,550万円とするものでございます。

以上でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（早川ケン子君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。審査の順序ですが、歳出から目ごとに、その後歳入を款ごとに審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） 異議なしと認めます。

したがって、歳出から目ごとに、その後歳入を款ごとに審査することに決定しました。

11ページをお開きください。これから質疑を行います。1款議会費、1項議会費、1目議会費、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） 質疑なしと認めます。

次に移ります。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） 質疑なしと認めます。

次に移ります。5目財産管理費に入ります。質疑はありませんか。

3番、畠山委員。

○委員（畠山昌典君） 旧小川診療所の解体工事、スピーディーな、今回解体するという
ことで、非常にいいことだと思います。今回の補正で決まったらば、いつ頃までに解体
するのか、そのスケジュールは決まっていますでしょうか。

○委員長（早川ケン子君） 三上総務課長。

○総務課長（三上義重君） 今回工事の監理委託料、あと工事費のほうを計上してござい

ます。こちらは、本年の3月の議会の際にも話題になりましたが、地域のほうでもこの秋のイベントに何とか利活用できればというようなお声もありましたので、本予算のほうをお認めいただければ、急いで何とか工事発注に入りまして、9月の末なり、イベントに間に合うように工事発注をして、何とか活用できるようにということでは考えてございました。

○委員長（早川ケン子君） 3番、畠山委員。

○委員（畠山昌典君） ありがとうございます。非常にうれしい言葉というか、そのようにしていただきたいと思うのですが、解体した後の路盤というか、どんな形になる予定でしょうか。

○委員長（早川ケン子君） 三上総務課長。

○総務課長（三上義重君） 現在計上しています工事費では、まず解体部分、解体する工事、建物の解体がメインになってございます。実は路盤も、現地のほう、委員ご案内かと思いますが、診療所のところから医師住宅のところまで少し傾斜になっておりますので、そちらの傾斜を直したり、あるいは傾斜を取って舗装するとなりますと、また金額はちょっとかさむようで、削ったりするだけでも1,000万円ぐらいプラスになってしまうという部分がございますので、今現在の予算で計上している内容は、あくまでもまず解体分の費用の計算額になってございました。

○委員長（早川ケン子君） 3番、畠山委員。

○委員（畠山昌典君） 事情は分かります。ただ、今後使いやすくなるような整備というのをお願いして、この質問は終わります。よろしく申し上げます。

○委員長（早川ケン子君） 13番、八重樫委員。

○委員（八重樫龍介君） ここで伺いますが、ほかに公共物で解体を予定している物件と、あと把握しているこれから取り壊さなければならない物件は何件ぐらいあるか、伺います。

○委員長（早川ケン子君） 三上総務課長。

○総務課長（三上義重君） 現在担当課のほうでは、担当課といいますか、町としましては以前、平成19年のときに行革の一環として調査をしたことがございます。その際に、売却なり解体する分の処分可能と判断した物件が35件ございました。それは平成19年で

す。昨年度、令和3年度に担当の係のほうで現地を見ながら精査しましたが、その中でも処分可能、売却可能、あるいは解体部分で、そういった処分が可能なものは12件かなとは見込んでございました。実際、ただ、今現在解体しなければならないかなと思うのは、旧安家中学校の校舎と体育館ですか、そちらのほうになるのかなと思っております。

そのほかは、教員住宅等がやはり件数的には出てくるかなと思いますが、今現在教育委員会のほうでも建物のほう、売却可能かどうか、あるいは解体に回すかどうかというような振り分けのほうの作業を進めているような状況でございますので、ご理解願いたいと思います。

○委員長（早川ケン子君） 13番、八重樫委員。

○委員（八重樫龍介君） 今旧安家中学校の解体予定ということで、これは具体的にはいつ頃、財源の確保等もあるとは思いますが、いつ頃とかは今の段階で答弁できる状態でしょうか。

○委員長（早川ケン子君） 三上総務課長。

○総務課長（三上義重君） 旧安家中学校の解体に関しましては、私も今まで教育委員会にいましたものですから、前にも話題にはなったのですが、その中で業者さんにも当時、別な解体のときに聞いたときには、やはり費用のほうは6,000万円から7,000万円かかるというようなお話も伺いました。ですので、なかなか何かを建てることに経費、投資的な部分の投資効果というか、あればいいのですが、解体となるとなかなか大きい費用は難しく、ですので旧安家中学校のほうはやはりタイミングを見ながらということになるろうかと、財源もなかなか難しいものですから。ただ、建物自体も古いですので、そちらのほうも計画的に、ほかとの事業のバランスも見ながら進めるようになるろうかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（早川ケン子君） 11番、合砂委員。

○委員（合砂丈司君） 今の13番委員の関連ですが、解体する予定ということで、3月に聞いたときは、予算がかかるからちょっとということでしたが、ぜひこれはできるだけ早く、見栄えもあまりよくないので、解体方向で進んでいければなと思っております。

それで、その入り口の門の左側の松林、あまり大きくないのだけれども、あれはたしか前に聞いたとき未筆界だと聞いたのですが、あれも一緒に何とか、その未筆界の部

分を働きかけて解体できれば見栄えもよくなるし、校庭のほうもハウスというか、きのこ産業のハウスも見えるようになるから、ぜひあそこを働きかけていただきたいと思うのですが、それについてどう考えているのか。

○委員長（早川ケン子君） 三上総務課長。

○総務課長（三上義重君） 門のところの未筆界につきましては、これもちょっと前に教育委員会にいたものですから、当時解体するときにはそのところの解決も必要かなとは思っているのですが、ただ未筆界部分につきましてはやはり個人の財産分での協議分がございますので、そちらのほうはまた相談しながら、関係する方々との相談も出てこようかと思っておりますので、まずは解体のほうをすとなれば、そちらのほうは進めるように協議は進めてまいります。未筆界分につきましては、その後関係者と相談しながらはなろうかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○委員長（早川ケン子君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） この小川診療所ですけれども、2,400万円、解体の総面積についてお願いします。

○委員長（早川ケン子君） 三上総務課長。

○総務課長（三上義重君） 診療所の分が386.37平方メートルで、医師住宅が70.38平方メートルというような面積になってございます。

○委員長（早川ケン子君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） ということで、2,400万円で、あそこは多分鉄筋コンクリートブロックだと思うのです。ですので、今お話のあった安家中学校も似たようなコンクリートの柱で、壁はブロックということになるので、片や二千何万円で、片や6,000万円というふうな見積りが出ます。ですので、こういう構造で、何年に建ったものについての面積と解体工事費が把握されていれば、あまり実態とはかけ離れた数字が出てこないかと思っておりますので、そういう面についてはデータを、これから木造だけではなくて、今のようなコンクリート造も鉄骨造も解体が出てくると思っておりますので、その根拠はそろえておいていただければ助かるかなと思っていました。

もう一つは、診療所ですから、そうすると医薬品を使ったりというふうなことで、アスベストを使っている可能性があるのですが、それについての対応はなされているかど

うかお願いします。

○委員長（早川ケン子君） 三上総務課長。

○総務課長（三上義重君） 小川診療所は、コンクリートブロック造りということになってございます。住宅のほうは木造でございますが、こちらはアスベストが天井とかに使われている可能性は高いようでございます。今年の4月からちょっと制度のほうが変わってございますので、そういったアスベスト等に関する部分が厳しくなっております。その部分の調査分、そちらも工事の中で、この請負業者のほうでやることになっていきますので、その中にアスベストの調査をしながら、今度はその処理が出てまいりますので、そういった部分は今回の工事の中に含めてまいりたいと思っておりました。

○委員長（早川ケン子君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 最後、もう一点ですけれども、これは解体工事としての予算を取りました。例えば2,400万円で入札か何かをした場合に、2,000万円なりでうまく落札をしたと。先ほど質問があったように、何とかやや平場にさせていただきたいというふうなことでの整地工事が伴った場合、これは解体工事だけの予算ですからということで、そこで終わるのか、いや、関連があるので、整地までは予算の範囲内であれば工事はあり得ると判断なのか、お願いします。

○委員長（早川ケン子君） 三上総務課長。

○総務課長（三上義重君） 現在の工事費は、アスベストに対応する分も含めておりました。アスベストがありますと、工事のほうは建物を囲む対策をしなければならないと。あとは作業員も全部防護服を着なければならないというような部分もございます。その分で工事費の金額がちょっと上がってございますので、できれば額のほう下がるとなれば、そちらは検討はしますが、ただかなり路盤を削っていくとなると工事費のほうは増えてこようかと思っておりますので、財源も過疎ソフトのほうはこれは考えておりました。一応今のところ過疎ソフト、枠でございまして、500万円ぐらいになっています。それは、工事費が落ちれば落ちるほど助かるのでありますが、入札後の金額と見合わせながらにはなりますが、ただ金額的にはちょっと難しい部分があるかとは思っておりました。

○委員長（早川ケン子君） 質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） 6目企画費に入ります。質疑はありませんか。

8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 地域おこし協力隊ですが、7月に3名、10月に1名というふうに、そう聞いたのですが、今度の場合の方の550万円の予算はどちらの分で、どういうことの地域おこしをしていただける方かをお願いします。

○政策推進課長（佐々木 真君） 三上主査。

○委員長（早川ケン子君） 三上主査。

○政策推進室主査（三上高人君） お答えいたします。

地域おこし協力隊ですけれども、6月現在、16名の方が活動しております。補足までにご説明させていただきますと、4月に4名の方が新規着任、6月に3名の方が新規着任をいたしております。今回補正予算で上げさせていただきました7月に3名、10月に2名となっておりますが、7月につきましては、既にありがたいことに3名の方から応募のほうをいただいております。内容としましては、ワサビで1名、初めてなのですけれども、畜産関係で2名の方から応募のほうをいただいている状況でございます。今回予算がお認めいただけましたならば、面接選考を経て、その3名の方も新たに着任する予定となっております。また、10月につきましては、これから募集のほうも今8月ぐらいからまた行う予定でございます。同時並行でおためしプログラムのほうもやらせていただきたいと思いますと考えております。その中で、例えば林業をやりたい方が来れば、林業おためしプログラムを行って、応募したいとなればエントリーいただくと。そういったところまで、6月のところまでには17項目だったかと思うのですけれども、合計26名の応募のほうを行っております。引き続き8月も同じような形で募集のほうを行いたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（早川ケン子君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） そうすると、この550万円の内訳は、7月に係るワサビなり畜産の方がというのは確認をさせていただきましたが、たくさんの方が今出たために、この550万円はどの方のための予算かというのをちょっと聞き漏らしてしまいましたが、お願いし

ます。

○政策推進課長（佐々木 真君） 三上主査。

○委員長（早川ケン子君） 三上主査。

○政策推進室主査（三上高人君） ちょっとご説明が足らず、申し訳ございません。550万円につきましては、今年度の予算の中で、7月1日に3名の方が新規着任した場合と10月1日に2名の方が新たに着任した場合に必要となってくる報償費が550万円新たに必要となりますので、今回補正で計上させていただいたという解釈になります。

○委員長（早川ケン子君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） そうすると、5名分で550万円ですから、というと募集の30万円なりという割り返しをすると、予算的には少し少なめになっているのかなと思っていますので、このところは後でまた精査をお願いしたいと思います。

質問の1つは、実はこの前新聞にも岩泉町の辞令交付の写真が載って、隣に普代村の保育士が載りました。結構現場の声を聞くと、保育士さんが足りないというふうなことから、民生費のほうになるかとは思うのですけれども、その結果、待機児童のほうに行くというふうなことなので、待機児童は次の項で聞きますが、今回の地域おこし協力隊では、保育士というふうな特目の分での要請というか、応募というか、これはなかったのかどうかお願いします。

○委員長（早川ケン子君） 三上主査。

○政策推進室主査（三上高人君） お答えいたします。

保育士につきましては、現在も募集のほうを行っておりまして、2名の募集を行っておりまして、役場のホームページ以外にも有料のサイトとございますか、募集サイトに掲載をしているところがございます。1名の方から、ちょっと興味があるというところでお問合せをいただいている状況なのですけれども、まだ応募には至っていないというような状況でございます。引き続き募集のほうは行っていく予定でございます。

以上です。

○委員長（早川ケン子君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 何ぼか手応えもあるというふうなご答弁でございましたので、攻め過ぎても難しいかとは思いますが、せつかく興味があるという方がお一人でもあるの

であれば、何とか確保に向けた協議をしていただきながら、実現に向けていただきたい
と思いますので、これは要望しておきますので、よろしくお願いします。

○委員長（早川ケン子君） 13番、八重樫委員。

○委員（八重樫龍介君） 関連でお伺いします。

募集はどんどんされていいとは思いますが、宿泊所の確保等は前もって計算されて
の募集をしているのでしょうか、そこをお伺いします。

○委員長（早川ケン子君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） すみません、今ご質問の関係ですが、宿泊というご質
問でしたが、これは住まいということか、それともおためしプログラムで2泊3日とか
あるのですけれども。

○委員長（早川ケン子君） 13番、八重樫委員。

○委員（八重樫龍介君） すみません、質問の仕方が下手で。アパート、3年勤めるので
あれば、やはりアパート等が必要となると思うのですが、その確保等はしっかりされて
募集をされているか、そこをお伺いします。

○政策推進課長（佐々木 真君） 三上主査。

○委員長（早川ケン子君） 三上主査。

○政策推進室主査（三上高人君） お答えいたします。

隊員数もかなり増えてまいりまして、正直なところ3月のところで、4月1日に着任
する方の住宅を探すときに、やや苦労した場面も正直ございました。ただ、4月に入り
まして、ある程度人の移動が落ち着いたところで、町内のアパートや空き家などが少し
ずつ空いているという情報も移住コーディネーターから伺っております。今まで随時募
集の形で募集を行ってまいりました。そうなった場合に、いきなり2月ぐらいに、4月に
来たいのだということで応募される方もいまして、そこでやはり選考を経て家を探した
りとか、そういったのを4月1日まで間に合わせるのが大変な状況でございましたので、
今年度に入りましてからは今回のような形で7月に来ていただく、10月に来ていただく
というような形で、あらかじめ募集期間を設けるような形で募集を行いまして、その間
にしっかり家を確保するというような、そういった段取りで進めるようにしております。
ですので、アパートにつきましては、今のところは大丈夫というようなところでして、

あと補足までに、先ほど総務課長からもお話ありましたけれども、教育委員会とも今後協議しまして、空いている利活用が可能な教員住宅についても政策推進課のほうとも協議させていただきながら、活用に向けた協議を行いたいと思っております。

以上です。

○委員長（早川ケン子君） 11番、合砂委員。

○委員（合砂丈司君） 地域おこし協力隊についてお聞きします。

ワサビに今従事している人は何人で、地区はどこが多いのか。

○委員長（早川ケン子君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） ワサビの協力隊の方の人数は7名となっておりまして、3年目という方もございます。地区の関係でございますけれども、協力隊の方々につきましては地区に関係なく、師匠となるワサビの篤農家の方のほうに数名出かれますので、安家地区とか小川地区とかいろんところで活動している状況になってございます。

○委員長（早川ケン子君） 11番、合砂委員。

○委員（合砂丈司君） 安家地区にもワサビをやっている人が今現在いるのですが、1名は数年前から従事しているのですが、高齢化で休んでいる人もいます。そういうところを借りて使うとか、そういうところに従事してもらうとか、働きかけとか、そういうこともできないかなと思うのですが、それについてどう考えているのか。

○委員長（早川ケン子君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 協力隊の方々は、3年の期間で自立するための畑、林地とかをその3年間で探すという形になってございまして、現在3年目のお二方については既に事業継承という形で、以前農家の方が使われていたところを活用して栽培を続けていくという形になってございますので、協力隊の方々の希望に添った形で対応してまいりたいなというふうに思っております。

○委員長（早川ケン子君） 11番、合砂委員。

○委員（合砂丈司君） 魅力ある安家でありますので、ぜひ安家にも協力隊が従事してもらうように働きかけをよろしく願いいたします。

○委員長（早川ケン子君） 1番、千葉委員。

○委員（千葉泰彦君） 地域おこし協力隊なのですが、何に対して募集するのかというのをどのようにお決めになっているのか教えてください。

○政策推進課長（佐々木 真君） 三上主査。

○委員長（早川ケン子君） 三上主査。

○政策推進室主査（三上高人君） お答えいたします。

まず、役場庁舎内のほうで新しい募集を行いたい場合は、適宜ご照会といたしますか、相談いただくような形を取っております。また、既に募集を行っている課につきましては、毎年度ごと、每期ごとに募集のほうのブラッシュアップのほうも行うようお願いをしているというような状況でございます。

○委員長（早川ケン子君） 1番、千葉委員。

○委員（千葉泰彦君） 未来づくりプラン、町の総合計画に対して公民連携が、どの領域が必要なのか。今年度、中期というか、未来づくりプランも見直しをする時期だと思うのですけれども、そういった目線で、手元で大変だから、ここに地域おこし協力隊がいてくれたらラッキーとかという話ではなくて、きちんと町の総合計画に対して民間を活用したい領域はどこなのかという目線でやっていったほうがいいのかなど。都度でかい声に左右されるとかということではなくて、町の計画に基づいた政策としてやっていかれたほうが、より運営する側も混乱がなくていいのではないかというふうに思いますし、受入れ時期についてもこれから数が増えてくるということを考えますと、もう少し計画的に、年何回とかというふうにしないと、多分これから地域おこし協力隊の方々の定着率を上げていこうというふうに思えば、創業支援であったりとか、伴走支援ということがより重要視されてくると思うのですけれども、支援する側が来た方に追いつかないとかというような状況も多分数が増えてきたりすると想定されると思いますので、そういった意味でも計画的にやっていたほうがいいという意見を申し上げて終わります。答弁は結構です。

○委員長（早川ケン子君） 質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） 10目諸費に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） 質疑なしと認めます。

ここで、岩泉ホールディングス株式会社の経営状況報告について質疑を行います。

6番、三田地委員。

○委員（三田地久志君） ホールディングスの貸借対照表上に社債が発行されているようです。普通の借入れではなくて、なぜ社債だったのか、あるいは引き受けはどこだったのか、あるいは利率はどうだったのかというところをお尋ねします。

○委員長（早川ケン子君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） ホールディングスの貸借対照表の中に社債がございます。5,000万円となっております。これにつきましては、目的はジェラート工場の建設資金となっております。これが長期の借入れではなくて、今回社債ということになったわけですが、岩手銀行さんのいわぎんSDGs私募債というのがございまして、この中に5,000万円の借入れの中で0.2%を上限に、これが地域貢献としてできるというような私募債の中身がございまして、岩泉高校のほうにデジタルカメラ、スピーカーホン、こちらのほうを寄附させていただいております。こういった形で、地域貢献もできるという中で、こういった社債を発行させていただいております。

この社債につきましては、利率が年0.16%で、受入れは、これは岩手銀行さんが全ての受入れという形になっております。償還については、3年という形になっております。

以上です。

○委員長（早川ケン子君） 6番、三田地委員。

○委員（三田地久志君） そうすると、私募債のほうが通常の借入れよりも金利が安いということでしょうか。その優位性もそっちのほうがよかったということですか。

○委員長（早川ケン子君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 利率については、若干の私募債のほうも変動はございますが、その辺については同等ぐらいという評価の中で、こちらのほうを選択したという形で伺っております。

○委員長（早川ケン子君） 6番、三田地委員。

○委員（三田地久志君） 今回ホールディングスさんでは土地を購入すると、固定資産に計上になってくると思うのですが、現在の固定資産の金額が補助金を入れて建物を建て

て、でもかなり圧縮されているなど。圧縮記帳されているのか、いわゆる特別償却した金額なのかというところはどうか。

○委員長（早川ケン子君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 建物につきましては、貸借対照表の中で2億6,653万2,470円という表示になっております。これは、今委員のほうからございましたように、償却については特別償却という形でやらせていただいているというふうに伺っております。

○委員長（早川ケン子君） 4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） 一般質問もしておりましたので、そのほか何点かこの場で質問をさせていただきます。

まず、平成31年かな、事業統合したときに、いろいろ全協とかで説明がありました。そのときに乳業と産業開発と、それを一つの会社にするということですが、できれば今回のこの結果については、私は乳業部門と産業開発部門について、これはやっぱり分けた資料というか、それについてもどっちも分かるようなものもぜひお願いしたいということで、その方向でというふうなことで多分答弁いただいていたかと思いますが、これまでもずっと4期ぐらい過ぎておりますけれども、出ていないです。ますます一つになって、細かいのがないわけですが。そこでまず、ぜひ次回、次期からできるものであれば、できないのであればあれですが、その理由はどうか分かりませんが、できるのであればそれをお願いしたいなと思っております。それをお願いします。

そして、今回の7期の令和3年度の収支で、しからば産業常任委員会でこの内容、部門別、あるいは事業別、乳業と産業開発の部門の、分かるようにしていますよね。そして、それは役場も分かっていますよと、役場にもちゃんとよこしているというふうなご答弁でありました。内容は、その場では説明はありませんでした。多分来ているかと思いますが。そうしますと、乳業事業部門と産業開発とそれぞれの今回の19億円の売上げの中で、あるいは今回の利益、損益含めての、それも出ているかと思いますが、分かるかと思いますが、それについてお願いします。できれば資料欲しいのですが、この場ですぐというわけにもいかないかと思いますが、これについて主なところ、まず事業部門はどのぐらいどうなっているか、2つの事業。そして、あとは産業開発のほうで

は、主な道の駅が2つあります。営業があります。それから、ワサビがあります。水があります。主なものについてご答弁いただければなど、ゆっくりお答えしていただければなどと思いますが、いかがでしょう。

○委員長（早川ケン子君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 産業常任委員会の際にお話し申し上げました資料については、取締役会の資料ということで町のほうに来ているものかと思います。その中に部門別明細がございまして、ホールディングスの中での乳業事業部門、それから産業開発事業部門がございまして、

それぞれの損益の部分でございまして、では口頭で先ほどご質問のありました主な部分についてお答え申し上げたいと思います。乳業事業部門でいいますと、乳製品、これが一番大きいです。売上高で12億1,800万円、下の細かいところはちょっと抜きますけれども、12億1,800万円となります。純利益で6,792万8,000円となります。次に続いておりますのが化粧水関係、スキンケアシリーズになります。売上高が5,080万円で、利益として1,900万円となります。その他、飲料等がございまして、

産業開発部門でございまして、売上げでいきますと龍泉洞の水、こちらが1億2,900万円の売上げでございまして、損失として1,800万円出ております。マイナスの1,800万円でございまして。あと、売上げでいきますと道の駅いわいずみの売店が1億3,400万円の売上げがございまして、988万円という利益となっております。あと、ワサビのほうですが、ワサビのほうで売上げで5,760万円で、利益が630万円出ております。あと、通販部門のほうで8,700万円の売上げがございまして、利益で1,700万円という形になっております。あとは、ジェラートですけれども、こちらのジェラートのほうで売上げで3,000万円売上げがございまして、ただ今回の分はマイナスとなりますが、326万円の損失ということになっております。これは新工場の建設等がございまして、こういった形になっているというふうになっております。

主なところとして以上でございまして、すみません、答弁漏れがあれば再度いたしたいと思います。よろしくお願いたします。

○委員長（早川ケン子君） 4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） 乳業事業部門のほうは好成績でありまして、あと産業開発事業の

ほうがやっぱり全体であれば500万円ほどの損失というか、こっちのほうは赤字ということなようではありますが、事業統合になりまして一つの会社になりました。そうなりますと、確かにグループ以上に一つの会社ですので、これは各これらの事業、一つの会計としてやると、相互の協力も、体制も取ってやるというふうなことであると思います。

それで、ただきのご産業、総合観光ありますけれども、それは子会社で、社長がいて、経営が厳しい中でもやっているわけです、トップがいて。今回この産業開発事業部門のほうは社長が1人でありますので、事業の相互の協力体制は取れるというメリットはありますが、反面で産業開発事業部門を誰が責任を持ってやっていくか。最初は社長かとは思いますが、誰がそのトップにいて、実際これをどうすべきかという、現場でこれを企画して、いろいろ実践してやっていくというふうなことが、もしかしてその点がどうなのかなと思っただけの心配があるわけですが、これは会社の経営でありますので、ここでご答弁はできないかもしれませんが、それらについてはどのように感じているというか、もしありましたらお願いします。

○委員長（早川ケン子君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 決算でいきますと、産業開発部門が赤字決算ということになっております。今委員ご指摘のありましたように、ホールディングスとして一本でありまして、その中の部門別という形になります。子会社とはやはり違う形ですので、これは一つの会社としていろいろ協力していく部分があると。一般質問の際にも若干お話したのですが、ここの協力関係の中では会計の部門を一つにして、そこで出た余剰人員3人を別な生産部門のところに割り振りするとか、そういった形で産業部門、乳業部門、様々努力はしてきている途中という形かと思えます。

売上げ等についても、協力できる販売の部分ではできるだけしていくと。その中で、やはり雇用等も大きくなってきて、組織も大きくなってきていますので、最終的には会長であれ、社長であれ、そういったところの判断、あとは取締役会とか様々あるわけですが、それぞれの部門で部長さんとか現場を仕切る方もおりますので、そこは産業開発部門も乳業部門も一緒になってやっていくというようなところは今後も努力をしていかなければならないのだろうなと思っております。

○委員長（早川ケン子君） 4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） よろしくお願ひします。

それでは、具体的にちょっとだけ触れさせてください。ワサビの部分についてであります。6,000万円弱の販売で、今回600万円の黒字であります、この部門で見ますと。昨年の令和3年度のここの町の施設の使用料、これについてと、免除、減免、どっちかな、やるという説明がありました。そして、その処理はしているのかなと思いますが、確認していませんが、多分これは減免している、免除していると。一つの事業所になった、この目標がまさに相互の事業間の協力体制を取って、厳しいところもいいところも含めてやっていくというふうなことで、ましてや一つの会社です、グループ会社ではないわけでありますので、一つの一施設について、これを免除していると。それについて、私は去年も何回か、ちょっとしつこいと一部言われましたが、でも質問しました。よく分からない答弁であったのですが、まずその趣旨に合っていないと。今回のこの結果を見ても、この収支の状況でありますので、一つの会社になったのだから、グループではなくて一つの会社になったのだから、これはやっぱりそこで補って行って、相互に協力体制して行って、厳しいところについては、まずは会社でやると。そうした中で、全体的に厳しい、全体的に赤字というか、損失が出るようであれば、それは町としても考えていかなければならないというふうに思いますけれども、それについての理由、それをお伺ひします。何して免除して、こういう理由なのはどうして免除しているか、その理由が分かりません。それをお願いします。

○委員長（早川ケン子君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） ホールディングスの統合に伴いまして、先ほど政策推進課長のほうから各部門の状況についてはご報告があったとおりでございます。それぞれの部門におきまして、各部門のそれぞれの収支状況の一つずつ洗い出しながら改善していくというのが会社のほうのスタンスのようでございます。その中にありまして、ワサビ加工施設については町の施設として施設整備をさせていただきました。町からのほうの事業ということで取り組んでいただいておりますが、これまでもワサビの1次洗浄なりという部分につきましては、長い歴史をもって動いてきたところでございます。そういったことで、町も今後ワサビ加工の栽培、産地づくりとして高度な加工施設の整備が必要という観点で、岩泉ホールディングスとも協議の上、施設整備してまいりまし

た。

経営状況については、立ち上がり、若干やはり悪い面がございましたけれども、3者、町、ホールディングス、あとは流通関係の業者とともに改善を図りながら、行政財産の目的を達成できるように努めてきてございます。ということで、行政財産の目的上必要だということで、施設については町が所有してございますので、免除をさせていただいているという状況でございます。

○委員長（早川ケン子君） 4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） 行政財産としての目的とのご説明でありましたが、目的は達成しているわけですよね。ましてや黒字だ。それについて、今のご答弁はちょっと答弁になっていないと、私はそう感じます。やっぱり使用料は使用料できちっともらうと、そして何かのときに必要なやつは、またそれは支援はしていくということが私は基本だなど思っています。

それでは次に行きますが、それぞれ会社に細かいのが出ていないのですけれども、この貸借対照表。未収金が多分あるかと思えます。ホールディングスにもあるでしょうし、あるいはきこの産業……総合観光はどうなのかな、あるかと思えますので、まずこれについて伺います。

そして、その中で例えば収入に、これを取れる見込みがないのがあるのかどうか、あるいはまさに塩漬けになっているのがあるのかどうかも含めて、支障がない範囲でお答えしていただければと思います。

○委員長（早川ケン子君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 貸借対照表の中にございます流動資産の未収金でございますが、ホールディングスにつきましては939万9,232円、1,000万円弱でございます。こちらについては、未収金は主にクレジットカード決済とか決済の関係で、それで出ている分が主でございます。コンビニ決済が434万円、あとクレジットカード決済が167万円等もろもろございますが、これについては回収できないものではなくて、回収できるものばかりというふうに伺っております。

それから、総合観光でございますが、こちらのほうについては未収金はないというふうに伺っております。

きのこでございますけれども、きのこにつきましては個人生産者への分のほだの関係が1件で、こちらのほうが1,605万円でございます。あと、その他ほだ代金の関係がございまして、こちらについて、今当方で理解している分では回収の見込みが立たない分になるのではないかなというふうに感じております。

以上でございます。

○委員長（早川ケン子君） 4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） ホールディングスのほうの900万円のほうは全部、これは月の関係だと。月というか、何か月かすれば入ってくるものだというご答弁であります。そうすれば、未収は全部回収できると。

それでは、今出ましたきのこについて、もう少しご質問させてください。前に廃ほだの燃料施設で、問題はきのこはエネルギーでありますので、廃ほだの燃料化についても検討しているというふうなことをお聞きしましたが、これについての計画あるいは見通し、前も実際やったわけですけれども、水分等の関係でうまくいかなかった面もありますが、これについてはどのように進めていくのかお伺いします。

○委員長（早川ケン子君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） きのこ産業の廃ほだを活用したエネルギー化につきましては、現在検討してございます。国のほうで現在燃油高騰対策として、予備費の制度見直しと、あとは既存の支援制度の要綱、要領を改正した上で、代替エネルギーとして木質バイオマスをつくる場合に支援をするというような形で、国のほうも現在の状況について対応しているところでございます。

今回の国の要綱、実施要領の一部改正によるきのこ産業の代替エネルギー化の支援事業が可能ではないかということで、現在要望しながら、今国のほうと詰めている段階でございまして、それを受けまして、採択という状況が、可能性が高い状況であれば、町として予算化をにらんでいきたいなというふうに現在考えてございます。

○委員長（早川ケン子君） 4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） まだ検討中なのかもしれませんが、今それについての規模とか、国の交渉の中での規模とか、あるいはスケジュール等がもし現時点でお分かりでしたら。規模というのは、例えばハウスが何トンぐらいはやるつもりだと。今廃ほだがどのぐら

い出ているから、これをやるとか、そのお考えについてお伺いします。

○委員長（早川ケン子君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 先ほど申し上げました事業の規模につきまして、現在要望している中身につきましては、落合工場で発生する廃ほだをということで今考えてございます。時期については、まだ国の動きが見えませんが、今年度中というよりは今年度完成になればいいなということで調整していきたいなと思ってございます。

○委員長（早川ケン子君） 4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） すみません、もう少しだけ。きのこの資本金3億500万円でありますので、3億円超えますので、中小企業ではないです。中小企業はいろいろ決まりがあるようですが、製造業3億円以下とか、あるいはサービス業が5,000万円でしたか、何ぼだか、いろいろあるわけですが、そして中小のいろんな制度、税金のほうも中小企業で1億円以下であれば税金がかからないというか、あるわけですが、今税金も見ますと400万円ほど、この赤字決算でも納めているわけであります。前に課長からも、これらについてちょっとお聞きというか、やり取りしたことはありますけれども、これについてもやっぱり減資も含めて、これは事務的なことで、もしできるのであれば会社と相談しながら、多分ご検討しているかとは思いますが、この中小、減資しながら、400万円を税金納めないというか、それらの点とか、あるいは今度やる、いろんなヒートポンプ等々をやるために、中小企業のほうのいろんな制度が充実していますので、それらも進めたらいいのかなと思いますが、その点についてのお考えをお伺いします。

○委員長（早川ケン子君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） きのこ産業のほうの資本金の減資に関するご質問でございます。委員ご案内のとおり、3億円を超えますと中小企業に該当しないということと、法人、事業税等の課税が経営状況にかかわらず課税されてしまうという状況もございます。現在きのこ産業の経営状況は大変厳しい状況にございますので、節税することの必要性も会社内部でも、ホールディングスとも情報共有を今している状況のようでございますので、減資につきましてはそれぞれの親会社、子会社のほうの検討と、検討中ということでご回答させていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（早川ケン子君） 4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） 最後になります。岩泉きこ産業、あるいは岩泉総合観光につきましても、町内で民間の同業者がいるのです。でありますので、町とすれば町が出資した会社ということではあります。ただ町内の全体的な産業振興、企業振興等を考える場合は、そっちのほうもやっぱり配慮というか、目配りというか、寄り添って、この状況について把握してやっていかなければならない。そっちはどうなってもいいというわけではないわけでありまして。

そうした中で、例えば前回の総合観光で、昨年度の総合観光を見ますと、木材のフローリング等、コロナ予算を使ってあそこのホールとかいろいろ整備しました、何年かかかって。そうしたことはやったわけですが、例えば今コロナで厳しい状況であるわけでありまして、それらについても担当課あるいは役場として、やっぱりそこらの経営状況は行って聞きながら、コロナの状況、そっちの対策、例えば前には木材のチップの関係、あるいはストックヤードの関係で何社か支援もしているわけでありまして。そういうふうなことで、やっぱりこれらについても配慮していかなければならないと。今度コロナについては、次の補正でいろんなことが組まれるというふうなことでお聞きしておりますけれども、やっぱりそこらについて必要があればやっていくべきだと思っておりますが、これについてはいかがでしょうか。

○委員長（早川ケン子君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 委員からご意見ございましたように、町内全体という部分で、コロナ対策の経済の対策というのは、これは町内全体を見てやっていかなければならないことだと、当然ですが、これは思っております。その中で、やはり苦勞しているところ、ホテルであれ、飲食であれ、様々そういったところの手当では当然今後もやっていくと。その中で、ホールディングスの子会社、きこ産業、総合観光、こういったところもございます。もともとの第三セクターの成り立ちというところが、民間セクターだけではなくて、公的なセクターと一緒にあって、雇用であったり、産業振興であったりというところからの成り立ちもあつたりします。その中で、町もこれまでも雇用を守るというところでは支援をしながらやってきていると。その中で、全体としては、町とすれば全体の経済の底上げだったり、それこそ雇用であったり、こういったのは当然考えていくと。その中で、目配りというのはございますが、第三セクターは第三セク

ターで存続、強化していくというところがありますので、これはこれからの経営改善計画等もいろいろ議会のほうにもお示ししながら、今後も継続していけるような状況を何とかつくっていききたいと、そちらのほうはそういうふうと考えております。

○委員長（早川ケン子君） 6番、三田地委員。

○委員（三田地久志君） 今4番委員のちょっと関連なのですが、8期の事業計画、23ページ、24ページなのですけれども、23ページのほうの乳業部門は文字の羅列だけだと、24ページの産業開発部門は数字を入れての計画を載せていると。乳業部門さんのほうは、得意なところを羅列している。前年度の結果では、牛乳がPBか何かで百%でよかったと書いてあるにもかかわらず、牛乳のことには一つも表記がなかったりとか、これが本当に取締役会で承認されていますでしょうか。

それから、もう一つは龍泉洞の水、先ほどの決算でも水が1,700万円ぐらいの赤字だったと。計画でも当初から1,700万円の赤字と。これは、取締役会で問題になっていないのでしょうかというところをお尋ねします。

○委員長（早川ケン子君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 今回の件に関しましては、取締役会のほうに諮られております。その中で、今委員ご指摘のありました部門によって書き込みとか計画とかの記載の方法がちょっと違うというところがありますので、これは会社のほうといろいろと協議をしまして、改善できる部分は改善していきたいと、一本の会社でございますので、そのように思います。

それから、事業計画の中で、龍泉洞の水が計画段階でマイナスという形でございます。こちらを取締役会のほうでは、龍泉洞の水に関しては議題、課題になっておりまして、その中でも産業開発部門での龍泉洞の水加工、老朽化して、その修繕にかなりの経費がかかるという話は議題に上っております、これは会社の中でもプロジェクトチームのようなものを組みながらやっているという報告も取締役会の中ではございました。ただ、それでも継続中という話になっておりますので、これは我々としても今年度早々に協議をもっと深めまして、何とか龍泉洞の水の方向性というのは出していききたいというふうに考えておりますので、今年度そういった動きをしていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（早川ケン子君） 6番、三田地委員。

○委員（三田地久志君） 今の件、よろしくをお願いします。

それから、先ほど4番委員が言っていた計画では、例えば産業開発部門ではこういうふうな数字が部門ごとに出てくると。だとすると、決算もこういう形で議会にだけでも最低でも報告があって、我々もそこでいろんな議論をさせていただくというのが全体の貸借対照表だけではなくて、部門がどうなのかというところは4番委員が話をしたとおり、私もそういう中身について、ぜひ提供していただければと思います。これは要望だけです。

○委員長（早川ケン子君） 1番、千葉委員。

○委員（千葉泰彦君） 経営報告の中で、様々数字をお示しいただいたりですとか、グラフを出していただいたりということになっているのですが、一番分からないのが、例えばグラフを出していただくワサビの加工量ですとか、水の生産ですとか、数字出しているのですが、もし必ず出すのであれば目標線、もしくは損益分岐点をそのグラフの中に入れていただくというようなことをしないと、増えればいいのか、減ったらいいいのか、水は本当に生産量、今この体制で増やそうとするのか、それとも少ないほうが経営は安定するのかみたいなことが個々の中身を見てちょっと判断しにくいので、数字をもしお示しいただくときにはグラフですとか目標値、もしくは損益分岐点をその中に、ぴっと基準になる線を入れていただくようにしていただきたいということと、あともう一つは3月にきのこ産業さん、総合観光さんの社長さんにお越しいただいて経営計画のご説明をいただきました。中期経営計画というものを各社お持ちで、その中で事業をなさっているというふうに伺っておりますので、計画に対する進捗として報告を上げていただくように要望して、答弁は結構ですが、以上です。

○委員長（早川ケン子君） 12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） まず1つ、質疑を聞いていて思ったのですが、決算についてはそれぞれのホールディングスの総会の資料をそれぞれ各委員に配付すれば、大体理解が得られるのではなかろうかと思うので、次からひとつ検討をよろしくをお願いします。

それから、やり取りの中で未収金の話があったのですが、こういうのを詳しく知るためにそれぞれの団体なり企業では、いわゆる資産査定というやり方があるかと思うので

すが、ホールディングスについては、いわゆるこの分類を、1から3まである資産査定は作成されているのかどうかお伺いします。

○委員長（早川ケン子君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 今の委員からのご質問につきましては、私のほうでそこまでの内容をちょっと確認できていない部分がございますので、これは会社のほうに確認をいたしまして、ご報告を申し上げたいと思います。

○委員長（早川ケン子君） 12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） 恐らくこれはマル秘の部分だと思うのです。今コロナの時代で、取引先からも何らかの事情で、とても回収できないような状況も出るかと思うので、それを会社の中で3分類に分けて、1は正常先だとか、2分類は破綻懸念だとか、3分類は破綻先、回収不能とかというように分ける分類表があるのです。これは恐らくマル秘だから分からないと思うのですが、折に触れてつくっているか確認をすれば、しっかりと未収金の回収にもなるかと思うので、参考までにひとつご検討をよろしく願います。

○委員長（早川ケン子君） 10番、三田地委員。

○委員（三田地和彦君） 今言ったのは、1、2、3、3分類ということの意味は、未収金の関係の貸借対照表にもあるわけなのですが、三角の貸倒引当金270万3,000円ということがあるわけですが、これが未収金に対しての、今12番委員が言ったものの金額がここに上がっているのです。ただ、これはマル秘でも何でもないので、ということは、1番のほうは確かに正常、2番が少し危険、3番だと危険というような格好で、この金額が上がるのです。ですから、その明細はそれなりの証明できるかどうか分かりませんが、ただこういうのが金額で載っていますということは、これは教えることは可能だと思います。ですから、そこら辺をやれば。ただ、未収金の場合は、先ほどの説明だと未収金は危険なのはないというような格好なのですけれども、この貸借対照表でも未収金はありますので、それが三角で載っている分と270万円の分が危険度1、2、3で載ってきている金額でございますので、私はそう理解しております。ただ、今12番委員が言った、マル秘ということは私はないと思いますから、そこら辺を確認して、後で教えてもらえれば、ここでの答弁は要りません。よろしく願います。

○委員長（早川ケン子君） 12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） それぞれ意見はあると思うのですが、私の認識では、いわゆる3分類になれば、もう破綻先ですよと、回収不能ですよというようなことで話をしたので、これも今の言葉で言えばプライバシーの侵害に当たるわけだ。どこの会社とか、どこの取引とかというのも内々にやらなければならないような方向ということで、あまり公にはできないかと思うので、ひとつ担当課のほうで十分に吟味して、安定した経営のために頑張ってくださいたい。よろしくお願いします。

○委員長（早川ケン子君） 質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） 質疑なしと認めます。

席替えをお願いします。

引き続き質疑を行います。12ページです。2款2項徴税费、2目賦課徴收费、質疑はありませんか。

8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 賦課徴收费でございますが、先ほど総務課長からご説明をいただきました。ずっと流れたために聞き漏らした点があると思いますが、これについての内容をお願いします。

○会計管理者兼税務出納課長（佐々木忠明君） 田鎖資産税室長。

○委員長（早川ケン子君） 田鎖資産税室長。

○資産税室長（田鎖雅樹君） ご説明いたします。

今回お願いいたしますのは固定資産税に係る土地の評価ということでございまして、冒頭でも説明ありましたとおり、地方税法によりまして3年に1度の評価替えというものがございます。今度の評価替えとなりますのが令和6年度が基準年度となりますことで、基準年度6年度の評価替えに間に合わせるために今回お願いして、5年度に価格決定、6年度に賦課というようなことになっております。

以上です。

○委員長（早川ケン子君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） その地点の数というのはありますか。

○会計管理者兼税務出納課長（佐々木忠明君） 田鎖資産税室長。

○委員長（早川ケン子君） 田鎖資産税室長。

○資産税室長（田鎖雅樹君） 町内の138地点を評価していただくことになっております。

以上です。

○委員長（早川ケン子君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） そこに評価とあります。ですので、138地点の、それを3年ごとに評価をして、その上がり下がりなり推移、これを自分たちの資料にするだけなのか。評価ですから、その評価によって町の、よって経済なり土地の動きというふうなのを政策課題として使えないのか、870万円もかけるわけですから。そういうふうなものに、ただの評価だけでいくにはもったいない数字だなと思うのですが、その点についての活用については考えたことはございませんか、お願いします。

○委員長（早川ケン子君） 佐々木税務出納課長。

○会計管理者兼税務出納課長（佐々木忠明君） 先ほど室長から申しあげましたとおり、固定資産税、3年に1度、固定資産の適正な評価をしながら課税するための今回の委託でございます。土地、家屋の資産の上下、上がり下がりというのも3年に1回ずつきちんと捉えてございますので、その数字の上下を見れば町の施策等にも、その成果品が上がってくれば反映できるものかとは思っております。

○委員長（早川ケン子君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） ぜひこの件だけに限らず、町がいろんなのを調査したり、評価したりというふうなことについては、一つの事業をやったときに、その波及効果が他課にもつながったり、この部分のうちらでも使うにいいなというふうにして利活用を広げていただければいいなという願いからの質問でございましたので、ぜひご検討をお願いします。

終わります。

○委員長（早川ケン子君） 質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） 質疑なしと認めます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費に入る前に、ここで新規事業の説

明を求めます。

山岸町民課長。

○町民課長（山岸知成君） それでは、住民税非課税世帯等臨時特別給付金についてご説明させていただきますので、新規事業等概要の2ページをお開きください。

説明をする前に、まずこの給付金は令和3年度から給付しておりまして、厳密に言いますと新規事業ではありませんけれども、特にも支給対象者について令和3年度からの関連がございますことから、今回説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、説明します。まず、事業名ですが、住民税非課税世帯等臨時特別給付金であり、事業実施主体は岩泉町です。

事業の目的は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、様々な困難に直面した方々に対し、速やかに生活、暮らしの支援を行う観点から、令和4年度に新たに住民税が非課税となった世帯等に臨時特別給付金を支給するとしています。

事業の内容の1、支給対象者ですが、次の(1)または(2)のいずれかに該当する世帯主となります。まず(1)ですが、「基準日(令和4年6月1日)において当町の住民基本台帳に記録され、世帯全員の令和4年度の住民税均等割が非課税であり、令和3年度に本給付金の給付を受けていない世帯等。ただし、住民税均等割が課税されているものの扶養親族等のみで構成される世帯等を除く」としております。これは、事業の目的にも記載したとおり、令和4年度に新たに住民税が非課税となった世帯等に給付するものであり、既に令和3年度分として給付を受けた方は除かれるものとなっております。また、住民税均等割を課税されている方の扶養親族のみで構成する世帯の場合は対象から除かれることとなります。

次に、(2)ですが、「新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和4年1月以降、家計が急変した世帯」となりますが、住民税が課税された世帯であっても新型コロナウイルス感染症の影響により住民税非課税世帯等と同等もしくはそれ以下となった世帯を対象とすることとしておりますが、これについては申請していただき、内容を審査した上で給付することとしています。

なお、これについても令和3年度分として既に給付を受けている場合は対象外となり

ます。

2の給付金の額は、1世帯当たり10万円で、令和3年度と同額です。

3の事業費ですが、給付金は270世帯を見込んでおり、2,700万円、事務費52万7,000円で、合計2,752万7,000円となっております。

4の給付スケジュールですが、住民税非課税世帯につきましては町民課で対象世帯を抽出しまして、7月上旬に支給案内と確認書を送付しますので、同封した確認書に記入後、返送していただき、町民課で受領後の7月下旬から順次支給していきます。また、家計急変世帯ですが、7月1日から広報等で周知し、問合せのあった方には順次申請書を送付します。申請書を町民課で受付後、要件確認を行い、認められる世帯に対しまして随時支給します。

特記事項に財源を載せておりますが、給付金及び事務費ともに国の補助金を充当することとし、補助率は共に10分の10となっております。よって、事業費の2,752万7,000円は全額が補助対象事業費となり、かつ全額国庫補助金を充当することとしています。

以上で説明を終わります。ご審査のほどよろしく申し上げます。

○委員長（早川ケン子君） 説明が終わりました。

1目社会福祉総務費に入ります。質疑はありませんか。

7番、林崎委員。

○委員（林崎寛次郎君） ただいま説明がありましたが、その中で住民税均等割が課税されているものの扶養親族等のみで構成される世帯といたら、そのところが私は理解できていないのですが、どういうふうな世帯のことを指すのですか。

○委員長（早川ケン子君） 山岸町民課長。

○町民課長（山岸知成君） 一例でございますけれども、例えば別居の息子さんとかが税の申告上、ご両親も例えば扶養に入れているとか、そういった状況が想定されるかと思っておりました。

○委員長（早川ケン子君） 7番、林崎委員。

○委員（林崎寛次郎君） そういうふうなときに、形、扶養しているほうの都合だけでそういうふうに行っていると思うのですが、扶養家族になっている方から私が聞いた話では、実際に生活の上では面倒を見てもらっていないと、そういったふうな中で対象から

外されるのは納得できないというふうな形で言うのですが、そういうふうな内容というか、実際の生活の中身、そういうふうなところを調べるようなことなんかもやったのですか、それとも全くやる必要はないということなのでしょうか。

○委員長（早川ケン子君） 山岸町民課長。

○町民課長（山岸知成君） お答えします。

まず、ベースとなっているのが税の申告に基づくものですので、仮に我々が一々確認するとなると、税の申告自体を疑うというようなことにもなりますので、税の申告のとおりに対応するしかないというふうに考えております。

○委員長（早川ケン子君） 7番、林崎委員。

○委員（林崎寛次郎君） 全国の市町村の中では、市町村の独自の支援策として、市町村で独自に支援しているところもあります。例えば今回の提案でも全てが財源は国庫補助という形になっています。市町村で独自に財源も出してやっているところもあります。一般質問の答弁の中で、私の質問に対して、住民税均等割のみの課税世帯への独自支援金の給付については、現時点においては慎重に検討する必要があると、そういうふうな形で答弁しているのですが、検討するとした場合にどういうふうなところを深く検討するのかという、その点について伺いたいと思います。

○委員長（早川ケン子君） 山岸町民課長。

○町民課長（山岸知成君） お答えします。

一般質問の際にも少しお答えしているところではあるのですが、今回のこの給付金については国のルールにすっかり基づいた形で提案させていただいております。これをさらに広げようとする、どこまで広げるのか、様々な議論が出てくるかとは思いますが、我々としては商品券であるとか、食事券とか、様々な広く対応している部分もございまして、できればこの範囲、国の制度の範囲の中でやりたいなというふうには考えておりますけれども、これについてはもう少し議論させていただき、来る7月になりますか、次の補正予算の中でどうするか考えていきたいと思っています。

○委員長（早川ケン子君） 7番、林崎委員。

○委員（林崎寛次郎君） 答弁の中で、形として、これから検討を深めてほしいと思います。そういうことですが、1つだけ、答弁の中で商品券の問題が出てきましたが、そう

いうふうな方たち、世帯では、「商品券が出てきても買えない」と言うのです。「何で」と言えば、「現金を準備しなければならない」と。だから、幾らそういうふうな商品券で支援するといっても、そういうふうな現実に厳しい方たちには商品券を買う力がないと、こういうふうな現実がありますので、これからの検討を深めるときにはその点もしっかり見て検討を深めてほしいと、そう考えます。答弁はよろしいです。

以上です。

○委員長（早川ケン子君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） この説明の中で給付世帯が270世帯とあります。これが令和3年度で給付を受けていない人が令和4年度になると270世帯も増えるというふうな解釈になるものでしょうか、どうぞお願いします。

○委員長（早川ケン子君） 山岸町民課長。

○町民課長（山岸知成君） お答えします。

今回この2,700万円の積算をするに当たりまして、実は税務出納課のほうでは今年度、令和4年度に向けた申告を受付しているわけですけれども、そのデータをちょっとまだ積算上活用できなかったために、ここ何年かの様子を見ながら、予算に不足がないように見込んだところでありますので、実際のところは若干これより現実的には下がってくるかもしれないのですけれども、そういったところで算定させていただいてまいりましたので、ご理解をお願いします。

○委員長（早川ケン子君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） この270世帯が過大であれば、私も安心はするわけです。というのは、毎年四千何世帯のうちの270世帯ずつが住民非課税世帯として伸びていくようであると、町の大きな課題にもつながるなと思ったものですから、そのところはちょっと精査をしておいていただいて、くれぐれもそういう世帯が増えることによって、町の施策への転換、7番委員が言うように商品券も買えないというふうなことにもつながってくるかと思しますので、そのところはひとつ政策とも連携を取りながら、そういう住民税非課税ということについては念頭に置いていただければと思いますので、これは要望しておきます。

終わります。

○委員長（早川ケン子君） 4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） 支給対象者、(2)で、今年になってから家計が急変した世帯とありますが、これはさっき質問出たのかな、違うかな、これらの判断というか、これらは具体的にはどういうあれですか、何で決めるというか、判断はどうするおつもりでしょうか。

○町民課長（山岸知成君） 芳賀室長。

○委員長（早川ケン子君） 芳賀地域福祉室長。

○地域福祉室長（芳賀範子君） お答えいたします。

家計急変世帯につきましては、世帯構成員の全員の方が住民税非課税相当であるかどうかで判断をすることになります。この住民税の非課税相当がどうかというのにつきましては、令和4年の1月以降の任意の1か月の収入を12倍した金額が非課税の額相当以下ということで判断することになります。

○委員長（早川ケン子君） 4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） そうすれば、1月、1か月分、それはどなたが申告というか、どなたが調査するのですか。やっぱり担当者の町民課。

○町民課長（山岸知成君） 芳賀室長。

○委員長（早川ケン子君） 芳賀地域福祉室長。

○地域福祉室長（芳賀範子君） お答えいたします。

収入の判断につきましては、申請をされた方から給与明細等を提出していただきまして、そちらで判断をさせていただくことになります。

○委員長（早川ケン子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） 昼食のため午後1時30分まで休憩します。

休憩（午後 零時02分）

再開（午後 1時30分）

○委員長（早川ケン子君） ただいまから条例補正予算等審査特別委員会を再開します。

ただいまの出席委員は12人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これより審査に入ります。13ページをお開きください。3款2項児童福祉費、1目児童福祉総務費に入る前に、ここで新規事業の説明を求めます。

三浦健康推進課長。

○健康推進課長（三浦政宏君） それでは、新規事業概要の説明をさせていただきます。

事業名であります。子育て世帯生活支援特別給付金事業でございます。事業実施主体は町となります。

事業の目的でございますが、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給するものでございます。

事業の内容でございますが、1、支給対象者でございますが、児童扶養手当を受給している低所得の独り親世帯等以外の住民税非課税の子育て世帯ということになります。18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童ということになります。障害児の場合は20歳未満が対象となります。

2番の給付額でございますが、児童1人当たり一律5万円となります。

3番ですが、事業費でございます。給付金95人を見込みまして、5万円を掛けまして475万円ということになります。事務費でございますが、8万円を見込んでおりまして、以下の項目となります。

4、給付スケジュールでございますが、(1)の住民税非課税世帯でございますが、令和4年の7月上旬頃に支給案内と確認書を送付させていただきたいと思っております。令和4年7月下旬から受理後、速やかに順次支給していくという形を取らせていただきたいと思います。

(2)といたしまして、家計急変世帯であります。令和4年7月1日、広報等で周知をいたします。申請受付後に要件等を確認いたしまして、随時支給していくということと考えております。

5番といたしまして、その他でございますが、児童扶養手当を受給している低所得の独り親世帯等にあつては、岩手県が実施主体で支給をすることとなっております。

特記事項といたしまして、財源を記載しておりまして、県補助金を見込んでおります。新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金、10分の10ということになって

ございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（早川ケン子君） 説明が終わりました。

1 目児童福祉総務費に入ります。質疑はありませんか。

3 番、畠山委員。

○委員（畠山昌典君） 先日の一般質問とか、今日も午前中にも話題がありました待機児童の件で少し聞きます。説明の中で、様々なところで保育士さんを募集しているのだということで、非常に頑張っていることは承知いたしております。ただ、新しい方を募集するのと同時に、現在働いている人が元気でずっと働いてもらえるような職場をつくることも大事だと考えております。前にもこの委員会で話題に上がったと思うのですが、辞めていく保育士さん、様々な理由があるという、そのときも説明がありました。私もそのとおりだと思います。ただ、デリケートな問題ですので、そういったところもどういった環境にあって、どんな仕事をしていて、そしてそれがつらいのか、楽しいのか、そういったことも辞める一つの要因になってくるかとは思いますが、その辺のところは担当課ではどのような把握をしているか、お聞かせください。

○委員長（早川ケン子君） 三浦健康推進課長。

○健康推進課長（三浦政宏君） お答えいたします。

委員ご案内のとおり、確かに子育て支援と言っておきながら、待機児童が出てしまっているということはちょっとじくじたる思いがあります。近年ですけれども、町といたしましても委員ご承知のとおり、いろいろ人員確保等々に力を注いできておまして、待機児童対策といたしましては令和2年度頃から、やはり正職員だけではなかなか解消が難しいことから、会計年度任用職員の方々の確保ということで、前倒しをいたしまして人員確保に努めて、ある一定の効果はあるかなと思っはいるのですが、今委員がおっしゃったように、年度末になって残念ながら正職員の方が欠けるという事態もございます。その際に、ヒアリング等、状況等、各園を回って実態把握には努めているところではありますが、やっぱり個々の状況で迷いが生じているようで、前もって1年程度前に、例えば退職というようなお話があれば、それ以外の手を講ずることもできるかとは思いますが、なかなか突然そういうお話があると、どうしても年度当初の人員等にも

影響はしてまいりました。

実態は、申し訳ございません、様々あるかと思えます。保育の質を上げるとともに、先生方の環境をよくするということと併せて行っていかなければならないと思うのですが、全国的にも保育士等々の待遇改善というか、仕事の環境というものの改善は図ってまいりたいと思うのですが、どうしてもなかなか、人と人が接する職場なものですから、いろいろな事情があるということで、この場ではこれでご理解いただければなと思います。よろしく願いいたします。

○委員長（早川ケン子君） 3番、畠山委員。

○委員（畠山昌典君） おっしゃるとおりだと思います。なかなかデリケートな問題だと思いますし、全体を把握するというのは非常に難しいかと思えます。ただ、それにしましてもやっぱり待機児童をゼロにしていくというのは町にとって大事なことだと思いますし、そういった職場の環境、こども園に限らずですけれども、全体的にもそういった面からも働きやすい職場環境をみんなでつくっていくのだという、その心意気というか、そういった気構えが必要ではないかと思っていますので、続けてそういった環境の改善等々をよろしく願いいたしまして終わります。

○委員長（早川ケン子君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 関連として、報道を見ると保育士さんが大量に退職というのが、岩手県ではないですけれども、事情があって10人、20人規模で退職している自治体というか、関係団体もあるわけですが、このときに地域おこしの方々のコーディネートをしている方が、関東方面のそういう情報は詳しいかと思うのですけれども、そこにアポを取ってもらったりしながら、岩泉町のほうを紹介してもらったり、どうしても働きたいが、子供を預かってもらえないという人たちの部分は結構大きな課題になっているのではないかなという私も認識がありますので、そここのところは取り組んでいただける考えがあるかどうかお願いします。

○委員長（早川ケン子君） 三浦健康推進課長。

○健康推進課長（三浦政宏君） お答えいたします。

様々な人材確保ということで努めてはおりましたが、先ほど政策推進課のほうの地域おこし協力隊ということも出ましたが、当課といたしましては保育士の養成学校等を訪

問したり、地域おこし協力隊等で募集いたしまして、広く全国から来ていただける方がないかなということでは上げてはおりますが、やっぱり一番人員確保の面から申しますと、言葉はあれですが、手っ取り早いのは、よく保育園で、専門学校とか大学の方々の現場実習というのがございます。毎年のように実習生が来るのですが、そういった方々に積極的に職場の魅力とか、地元に戻ってきてくれないかとか、いろいろな方面でアプローチしているところではございますが、関東方面からも当然来ていただければなというふうなことで地域おこし協力隊というのに昨年度ぐらいからですか、エントリーはしておりますという状況でございます。

○委員長（早川ケン子君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） ぜひ引き続き活動を続けていただきたいと思います。

もう一点は、午前中に町民課長からお話がありましたシルバー人材センターさんへの窃盗というか、ありました。あそこら辺にそういう方がおられるとなると、いわずみこども園のことも心配になってきますが、そういうふうな情報は課長のほうには入っておられませんか。

○委員長（早川ケン子君） 三浦健康推進課長。

○健康推進課長（三浦政宏君） お答えいたします。

今朝ほどのシルバー人材センターに空き巣のような形で入ったという件でございますけれども、あの近隣にはいろいろ、隣に社協の事務局とかこども園等々、近いところに公共的施設がありますが、いわずみこども園に限って申しますと、セコムとかそういうふうな警備体制は取っていない状況ではありますが、園から今のところ情報はありませんので、今後早急に情報共有をして、気をつけるようにというふうなことで情報を共有して安全対策に努めてまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

○委員長（早川ケン子君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 1か所にあるということは、その周辺がちょっと危険かなということで、私も社協さんにも行ってまいりましたらば、課長がお話するようにセコムで対応しているということから、そういうふうなのを知っている、そういう空き巣であれば、そことか、コンビニだとかは避けて、こども園は対応していないということなようですけれども、なお警戒は強めていただければと思いますので、要望しておきます。

終わります。

○委員長（早川ケン子君） 質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） 質疑なしと認めます。

次に入ります。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） 質疑なしと認めます。

2目予防費に入る前に、ここで新規事業の説明を求めます。

三浦健康推進課長。

○健康推進課長（三浦政宏君） それでは、新規事業等概要説明をさせていただきます。

事業名でございますが、新型コロナウイルスワクチン4回目接種事業でございます。事業実施主体ですが、町となります。

事業の目的でございますが、オミクロン株の感染が収束しない中で、新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化予防を目的といたしまして、特例臨時接種の位置づけで4回目の接種を実施するものでございます。

事業の内容でございますが、1、対象者見込みでございますが、4,400人程度を見込んでございます。（1）といたしまして60歳以上の方が4,050人、（2）、18歳以上60歳未満で基礎疾患を有する方、そのほか重症化リスクが高いと医師が認める方で350人という内訳でございます。

2番、使用ワクチンですが、ファイザー社製ワクチン及びモデルナ社製ワクチンということになります。

3、接種間隔でございますが、3回目接種から5か月以上を空けての接種となります。

4、実施期間でございますが、7月から8月の日曜日と休日のうち8日間で約500人ずつということを見込んでございます。

5、事業費でございますが、3,872万8,000円ということになりまして、科目等は以下の内容となっておりますが、内訳書は大変申し訳ございませんが、補正予算書の14ページに詳細な予算が掲載されておりますが、ワクチン接種委託料といたしまして2,079万円ということで、ワクチン接種の委託料が事業費の過半以上となっております。

特記事項といたしまして財源を記載しておりますが、国庫負担金ということで、新型コロナウイルスワクチン接種負担金、10分の10で、補助金といたしまして新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業ということで、これも10分の10という財源を見込んで実施するものでございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

すみません、失礼しました。もう一事業、説明させていただきます。事業名でございますが、子宮頸がん予防ワクチン任意接種費用補助事業となります。事業実施主体は町となります。

事業の目的でございますが、国のヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（以下、「子宮頸がん予防ワクチン」という）の積極的勧奨の差し控えにより、接種機会を逃した方のうち、定期接種の対象年齢を過ぎて子宮頸がん予防ワクチンを自費で受けた方につきまして、当該費用を補助することにより、本ワクチン接種に係る公平な経済的負担を図るものでございます。

事業の内容でございますが、1、対象者でございますが、平成9年4月2日から平成17年4月1日までの間に生まれた女子で、次の全てに該当する者（ただし、他の補助を受けた者を除く）ということになります。（1）、令和4年4月1日時点で岩泉町に住民登録があること。（2）、日本国内の医療機関で定期予防接種と同等の子宮頸がん予防任意接種を受け、実費を負担したこと。

2、補助対象費用でございますが、子宮頸がん予防ワクチン任意接種費用相当額となります。

3、補助額、補助対象費用全額となります。

4、事業費、27万6,000円となります。内訳でございますが、1回当たり1万8,380円を見込んでおりまして、これは県内医療機関の最高額としまして、3回掛ける5人分ということで見込んでおります。

5、事業期間でございますが、令和4年から令和6年の3か年としたいと考えております。

特記事項は、町未来づくりプラン部門別振興計画の健康な心身をつくる保健活動の推進というものに位置づけて実施するものでございます。

財源は、一般財源となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（早川ケン子君） 説明が終わりました。

2目予防費に入ります。質疑はありますか。

12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） 子宮頸がんについて、当初は国も予防ワクチンが非常に有効だということで進めた経過もあって、その間ワクチンを打たれた方が様々な副作用というか、問題があって、この目的にもあるように勧奨のブレーキがかかったわけです。それで、また今回やることになったのですが、当時と今回やることによって様々な副反応なり副作用が出た場合の対応は、どのように新しい方策が考えられているのかお伺いします。

○健康推進課長（三浦政宏君） 山崎総括室長。

○委員長（早川ケン子君） 山崎総括室長。

○健康推進課総括室長（山崎正道君） 子宮頸がん予防ワクチンの副反応に関する部分でございますけれども、こちらのワクチン接種ですが、委員ご案内のとおり、平成23年から平成24年度までは町のほうでも国の緊急促進事業として率先してやってまいりまして、そして25年度から予防接種法に基づく接種に位置づけられましたので、そちらで進めてきた矢先の平成25年に副反応の報告が出されたということで、国のほうでも副反応の内容、そちらの知見が高まるまでは積極的勧奨は差し控えるということで停止されてきた、積極的な勧奨が行われなかったものでございます。

そちらの中で、今年の3月になりまして、国のほうから相当な知見がたまったということで、今回積極的な勧奨になったわけでございますけれども、国のほうでこういった副反応があるかというのを調べて知見を重ねた結果、100万人に5人程度が重い副反応が残ると、それ以外の方でも接種した方の6割ぐらいの方が皮膚の腫れですとか、今ありますコロナの予防接種のような形の副反応が出るといった報告がなされておるといことでございました。

そして、ご質問にありましたどのような副反応に対する国の方策がなされるかということでございますけれども、こちらにつきましては国の予防接種後健康被害救済制度というものがございまして、こちらのほうで副反応が出て医療機関にかかった場合、そ

らのほうはコロナのワクチン接種と同様に健康被害の調査委員会のほうも設けられますけれども、そちらのほうで認められたものについては医療費の負担を国のほうで行うと。そして、不幸にもお亡くなりになりました場合には、死亡一時金として4,420万円のお支払い。そして、障害が残った方につきましては障害年金、国民年金の障害年金の制度とは別の、こちらの救済制度のほうの障害年金として、1級で504万8,400円、3級でも302万8,800円の年額の支給があるといった制度になってございます。

以上でございます。

○委員長（早川ケン子君） 質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） 質疑なしと認めます。

ここで席替えを行います。

15ページです。5款農林水産業費、1項農業費、4目畜産業費に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） 質疑なしと認めます。

8目中山間地域等直接支払推進事業費に入ります。質疑はありませんか。

12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） 今回用地測量をしなければならない理由と、場所はどこなのかお伺いします。

○農林水産課長（佐々木修二君） 三上農業振興室長から。

○委員長（早川ケン子君） 三上農業振興室長。

○農業振興室長（三上 智君） まず、今回予定しております地区ですけれども、大川地区となります。経緯といたしましては、大川集落協定という協定を結んでいただいておりますけれども、その代表者の方が本年3月に役場のほうに見えまして、筆の追加をしたいということをお話をいただいております。地目は全て田でございまして、全3筆ということで今回測量を予定してございます。予算をお認めいただきましたならば速やかに測量を行いまして、今年度、令和4年度の交付金のほうに申請してまいりたいと、そのように考えております。

○委員長（早川ケン子君） 質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） 質疑なしと認めます。

ここで、一般社団法人岩泉農業振興公社の経営状況報告について質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、三田地委員。

○委員（三田地久志君） 農業振興公社は、2年度に比べて3年度は営業利益も300万円ちょっと出ていて、頑張っているんじゃないかと思って見たところですが、ただ相変わらずその資金繰りは厳しいということで、いつもいつも町役場から補助金が出て、それを返してという繰り返しをしている。この事務手数料もいかなものかなと思って、どうせなら3,000万円から4,000万円ぐらい増資してしまって、自由に使えるような形にすれば、もっと楽な経営ができるのではないかなと、そういう視点でこれから担当課と農業振興公社と協議をしていけばいいのではないかと思うのですが、その辺については担当課としてはどのようにお考えかお尋ねします。

○委員長（早川ケン子君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 岩泉農業振興公社の増資に関するご質問の件でございますけれども、これまで資金繰り等の課題があるということで、公社ともいろいろと協議をしてまいりました。一昨年度から町の貸付金を1,500万円にし、2か年貸付けということで、それでいろいろな効果といいますか、公社としてもすごく助かるということでは報告のほうはいただいております。増資に関しましても、その際に農業振興公社とも協議検討をいたしましたけれども、その際にやはり増資ということになると、それを担保に運営資金、短期資金の借入れになるということで、実質経営が好転する材料には少し厳しいのではないかなというような姿勢が当時ございました。増資に関しましては、担当課のほうといたしましては、これから農業振興公社の事業展開が収益的な面、事業の面でいろいろと展開していきたいという要望があった中では、そういった増資を踏まえた中で考えていく必要があるだろうと思ってございます。

いずれにいたしましても、現時点ですと増資に対する要請というのも実際にはございませんけれども、引き続きそういった増資についても理事会なりでいろいろと議論のほ

うはちょっとしていきたいなというように思っています。

○委員長（早川ケン子君） 6番、三田地委員。

○委員（三田地久志君） 一般質問でも話をしたとおり、ペレットにして、今現在は堆肥事業は赤字だよと。それを好転させる、黒字にさせないといけないわけですが、ペレット化にして、肥料の成分も加えて、要は掛け算ですから、単価300円、400円ぐらいの1俵の肥料を売るよりは、1,000円にして売ったほうがいいわけですよ。そういうところも踏まえて増資をしながら、設備も導入してやっていくということを前提に改善計画を立てるべきではないのかなと思うので、その辺を含めてもぜひ検討してもらえればと、前向きに検討してほしいと思うのですが、どうでしょうか。

○委員長（早川ケン子君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） ペレット化につきましては、一般質問でもご質問いただきまして、農業振興公社の今後の展開でペレット化は公社としてもぜひ検討していきたいというようにお話もごさいます。ただ、課題も実質あるということでごさいますけれども、できるだけこういった肥料高の時代が続くということであれば、早々に協議をしていながら、ペレット化のほうの試験的な取組を含めながら、ちょっと検討していきたいなと思っています。

○委員長（早川ケン子君） 1番、千葉委員。

○委員（千葉泰彦君） ほかの第三セクターと同様に、中期的な計画に対する進捗で、その中には懸念事項、検討事項とかというのを書いていただいて、それに対する進捗ということでご報告いただければ、都度対応するとかというようなことも少なくなくて済むのかと思いますので、ご要望して、以上です。

○委員長（早川ケン子君） 質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） 質疑なしと認めます。

引き続き質疑を行います。15ページに移ります。5款3項水産業費、1目水産総務費に入ります。質疑はありませんか。

10番、三田地委員。

○委員（三田地和彦君） ここでお聞きします。100万円ちょっと増額になって、水門の関

係が増額になっているわけですが、その内容をお願いしたいと思います。

○委員長（早川ケン子君） 三上地域整備課長。

○地域整備課長（三上訓一君） 今回の水門点検整備委託料ですけれども、現在小本漁協水門は自動開閉できない状況でありますけれども、まずこの応急対応として、水門には専用の非常用発電機が設けられておりまして、こちらを活用した巻き上げができないか、ちょっと検討していきたいなと思っている中で、実は今回故障になっております自動巻き上げ機の故障場所、これもまだ分かっていないということから、これら分解等いたしまして、可能であればこの発電機を利用した巻き上げができないか、そこまでの調査を行いたいなということで今回補正をお願いしているものでございます。

○委員長（早川ケン子君） 10番、三田地委員。

○委員（三田地和彦君） 内容は分かりました。そういうことで、まずこの間より、この間というのは11年3か月ほど前になるわけですが、そのときの津波のときは、まずあそこでちょっとトラブルが起きてあれだったものですから、特にまた大きな、それ以上の津波が予想されるということなものですから、そこら辺も考えて、早急に水門の整備をお願いしたいと、これは要望しておきますので、よろしくをお願いします。

○委員長（早川ケン子君） 質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） 質疑なしと認めます。

2目水産振興費に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） 質疑なしと認めます。

ここで席替えをお願いします。

6款商工費、1項商工費、1目商工総務費に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） 質疑なしと認めます。

4目観光施設費に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） 質疑なしと認めます。

16ページです。7款土木費、2項道路橋梁費、3目道路新設改良費に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） 質疑なしと認めます。

4目橋梁維持費に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） 質疑なしと認めます。

8款消防費、1項消防費、1目常備消防費に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） 質疑なしと認めます。

5目災害対策費に入る前に、新規事業の説明をお願いします。

應家危機管理課長。

○危機管理課長（應家義政君） それでは、新規事業等の概要の説明をさせていただきます。資料は6ページになります。

事業名が津波防災地域づくり推進事業でございまして、事業実施主体は町でござい
ます。

事業の目的でございますけれども、4年3月に県の津波浸水想定区域の公表がありました。これを受けまして、安全安心なまちづくりを進めるということで、この事業を進めるものでございます。

事業の内容でございますが、3つございまして、1つ目が情報伝達強化事業でございます。これは、ヤフーの防災への配信をしてございますけれども、一括配信するためにシステムを改修するものでございまして、事業費は220万円を見込んでございます。

2つ目が町防災GIS機能強化事業でございまして、現在町で使用しておりますGISシステムに津波浸水想定区域、それから土砂災害警戒区域、洪水浸水想定区域を取り込みまして、住宅地図と重ね合わせ、危険箇所に住する世帯への絞り込みを行って避難計画を策定するために進めるものでございます。事業費は29万7,000円を見込んでございます。

3つ目でございますけれども、津波避難誘導標識設置事業でございまして。これは、東

日本大震災で移転しました団地に避難誘導の標識が未設置になってございますので、これを設置するものでございます。事業費は212万7,000円を見込んでございます。

特記事項としまして、補助金が県の地域経営推進費、3分の2を見込んでございます。

次に、7ページでございますけれども、事業名が町津波避難ビル等構造計算業務でございます。事業実施主体は町です。

事業の目的でございますけれども、これも津波浸水想定区域の公表を受けまして、津波浸水想定区域に当たります小本津波防災センター、それから小本小中学校を津波避難ビルとして今後指定の予定をしております、その安全性を確認するものでございます。

事業の内容としましては、対象施設は先ほど申し上げましたけれども、小本津波防災センターと小本小中学校でございます。津波防災センターのほうは、浸水深が7.1メートル、約2階浸水相当でございますけれども、この辺が想定されてございます。小中学校のほうは2.3メートル、1階浸水相当を見込んでございます。

これを検討する事項が波圧、波力、それから浮力、耐圧部材、柱の部分でございます、あとは基礎（転倒、滑動、基礎梁）で、これを調査するものでございます。

それから、事業実施期間でございますけれども、7月から11月、報告書の反映ということで、これを受けまして津波避難ビルとして位置づけられるかどうか調査をしまして、反映するものでございます。

事業費は687万5,000円を予定してございまして、全て一般財源でございます。

以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○委員長（早川ケン子君） 説明が終わりました。

5目災害対策費に入ります。質疑はありませんか。

8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 津波防災地域づくり推進事業の2番目、町防災GIS機能というのを強化するようですが、これは防災計画だけなのか、一般町民には何らかの形でこのことが表示なり周知できるシステムになっているのかどうかお願いします。

○危機管理課長（應家義政君） 佐々木総括室長。

○委員長（早川ケン子君） 佐々木総括室長。

○危機管理課総括室長（佐々木久幸君） 町のGISのシステムについてお答えいたしま

す。

現在のところ一般公開はしていないシステムとなります。今回GISのこのシステムに、先ほど課長のほうから説明のあった浸水想定等の部分を載せまして、住宅地図が取り込まれておりますので、例えば土砂でいきますとレッドゾーンに入るご家庭がどこかというのが特定できます。その図面をもって、それぞれの世帯なりに周知していくというような形で使っていく予定としております。

以上です。

○委員長（早川ケン子君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） ぜひこういうふうに、そういう強化事業があったのを、書類だけではなくて、今総括が言ったように該当者にせよ、近隣の方々に知らしめていただければ、避難計画も各自でも立てやすいかなと思いましたので、よろしくをお願いします。

それからもう一点は、2施設、防災センターと小本小中学校、これらがもし耐力が構造計算をした結果、若干不足をしているというふうな場合は、そういう構造強化をして、やっぱりこの地域にはこういう施設が必要なのだということで強化をする考えがあるかどうか。構造計算で十分に間に合ったということであればそれでいいのですが、そのお考えをお願いします。

○委員長（早川ケン子君） 應家危機管理課長。

○危機管理課長（應家義政君） そのとおりでございまして、これを受けまして本当に使えるのか、このままで使えるのか、手をかけなければならないのか、それともまた別な方法を模索しなければならないのか、その辺も含めて結果を待って対応したいと考えてございます。多分大丈夫ではないかなとは感じてございますけれども、万全を期して対応してまいりたいと考えております。

○委員長（早川ケン子君） 10番、三田地委員。

○委員（三田地和彦君） 14節になります。これで津波の避難標識をやる場合に、これは各地区には話は通っているわけですか。こういうのをこういうところにつけるといのは通っているのでしょうか、まず答弁をお願いします。

○危機管理課長（應家義政君） 佐々木総括室長。

○委員長（早川ケン子君） 佐々木総括室長。

○危機管理課総括室長（佐々木久幸君） 誘導標識につきましては、今回新規で設置する場所につきましては、今後地域のほうと相談する予定としております。基本的には、小本津波防災センター及び小本小中学校への誘導というところでの標識設置を予定しております。

以上です。

○委員長（早川ケン子君） 10番、三田地委員。

○委員（三田地和彦君） それで、今の説明だと、津波避難ビル等のあれがあるわけですが、津波の関係が防災センターを浸水区域として7メートル10あると、それからあとは小中学校のほうは2メートル30ということで、これもやはりこういうような予想がされる場所であっても、避難場所として指定するわけですか。そこら辺の答弁をお願いします。

○委員長（早川ケン子君） 應家危機管理課長。

○危機管理課長（應家義政君） 調査をしまして、緊急避難場所でございますので、取りあえず来たときに一番近くて命を守る状態の場所であれば、一旦はそこに逃げてもらうと、それから次の段階で避難をするということで、緊急避難場所として可能か可能でないかを今回調べさせていただくということになります。ですので、時間があれば、本当に時間があるのであれば安全な場所を設定しまして、そちらのほうに避難をしていたのでございますけれども、本当に時間がなくて、もう寸前の場合は、命を守る行動を取っていただくということで、もし大丈夫、調査が終わって緊急避難ということで対応できるのであれば、そこも緊急避難場所として設定をしたいと考えております。

○委員長（早川ケン子君） 10番、三田地委員。

○委員（三田地和彦君） 11年3か月前の津波以前は、小本小学校も避難場所だったので。やっぱりこれは現実には合わないのではないかとということで、小本トンネルに変えて、まずそれこそ被害も免れたような格好なのですが、今度はそれ以上の津波が予想されるということで、こういうようにこのものにも津波の想定区域というのが7メートルと2メートルというような格好で出ているわけです。こういうのを、それこそ事例もあり、南のほうでは避難場所にいて、ほとんど町の職員とかいろいろ被害を被った事例があるものですから、そういうようなのんきなことは言っていられないと思うのです。

想定外のものが来たでは済まないのです。人命を守るためには、今のものよりかは、個人的に言うのであれば津波防災センターは俺は安全だなとは考えているのですけれども、それ以上のものが来るという、シミュレーションでそういうのも出ているという予想で今こういうのが出ているものですから、これを一旦はやっぱり高いところに逃げて、それで大丈夫だったら、地域がやられた場合は、第2段階でそこに避難をして、それこそ冬に来ればやはり寒さをしのげる場所とか、そういうのを考えるのが一番かなと思うのですが、取りあえず一旦逃げるというものを第一番に考えて対応できればなど、私は地元の津波に関係ある者としてお願いしたいと思うのですが、そこら辺の答弁をお願いします。

○委員長（早川ケン子君） 應家危機管理課長。

○危機管理課長（應家義政君） 委員ご指摘のとおり、今回県の津波浸水想定区域は本当に既往の巨大地震想定を、3つの最大級のレベルの浸水区域として設定をしているということでございます。やはり緊急にできるだけ高いところに、本当に安心できるようなところに逃げるのが一番だと考えてございます。この浸水想定区域に対します避難につきましては、これから災害想定というのも8月に出ますので、その辺も含めまして地元と協議を行って、どういった形がいいのか進めてまいりたいなと考えてございます。

まず、津波浸水想定区域は構築物が地震によって全て破壊をされる。土盛りの分は25%になるという想定での浸水区域でもございます。ただ一方で、委員おっしゃったとおりどんなのが来るか分からないということもございますので、どこが一番安全か、やっぱり地元の人たちが一番身をもって分かっていると思いますので、その辺のご意見も聞きながら、避難の方法については検討していきたいなと考えてございます。

○委員長（早川ケン子君） 10番、三田地委員。

○委員（三田地和彦君） まず、今の答弁のとおり、何とかこれは早急に避難場所、小本の場合は小本トンネルの北側入り口、あそここのところに避難して、そしてその後避難場所もつくっていただきました。小本のほうは、まずいいと思うのですが、やっぱり防災センターということも、あそこも避難場所に今なっていると思いますので、そこら辺を、あれができる前は皆さん中野の方も、あそここのすぐ裏山、小本土地改良区の事務所のところの裏山のほうで、そこに避難して、津波が小本のほうを襲うのまで見ていたという

こともありますので、そこら辺は早急にそういうのを、考えも洗い直して、今までの避難場所を見るような格好に、個人の家もあるものですから、そこら辺はそれこそ利用して、高いところにあるところはお願いしてやったほうが俺はいいのではないかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。答弁は要りませんので、これは早急にお願ひします。

○委員長（早川ケン子君） 12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） 情報伝達強化事業についてお伺ひしますが、この文言にあるとおり、自治体から災害情報が発信になるわけ。その場合、ほかのメディア配信と併せてとあるのですが、これは何を指しているのか。テレビ局かと思うのですが、県内全てのメディアが対象になっているのか、この点についてまずお伺ひします。

○危機管理課長（應家義政君） 佐々木総括室長。

○委員長（早川ケン子君） 佐々木総括室長。

○危機管理課総括室長（佐々木久幸君） 現在の町からの情報配信のメディアについてお答えいたします。

委員お話しのとおり、まずはテレビ、ラジオ等の報道機関へ一括情報のほうを流しております。そのほか町独自で、まずはぴーちゃんねつとのIP告知端末、そして防災メール、ツイッター、あとは各携帯キャリアさんの地域のエリアメールのほうからそれぞれ流している状況となります。今回その部分にヤフー防災を一括配信するという形となります。失礼しました、あと1つ、防災行政無線のメディアとなります。

以上です。

○委員長（早川ケン子君） 12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） そうすれば、配信されたのを町民がどういう形で、今話があったように防災のスピーカーなり、あるいはまたテレビなりスマホ等があると思うのですが、これらは別に手を加えなくても、そのままの状態を利用できるのかどうかお伺ひします。

○危機管理課長（應家義政君） 佐々木室長。

○委員長（早川ケン子君） 佐々木総括室長。

○危機管理課総括室長（佐々木久幸君） それぞれのメディアについてお答えします。

町のほうでは、各個人向けということで、携帯等で防災メールを受けたり、あとは地域エリアメールを受けたりということで、スマホ等、携帯等に向けての部分で、そちらについては今回の改修ではなく、通常どおりの配信となります。そのほかに家庭等の部分にはぴーちゃんねっとで、そのまま周知のほうをしていくと。先ほどの全体的な報道メディアに関しては、Lアラートというシステムがありまして、そちらのほうからメディアに直接情報配信が行きまして、あとはメディアのほうでそれを流していただくというようなことで、今回改修するのはヤフーの防災の部分のみとなります。

○委員長（早川ケン子君） 12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） 私が聞いたのでは、今家庭にあるテレビの場合は何か専用の端末をつけなければならないというような話を聞いたのですが、これは必要ないのかどうか確認をします。

○危機管理課長（應家義政君） 総括室長。

○委員長（早川ケン子君） 佐々木総括室長。

○危機管理課総括室長（佐々木久幸君） 委員のご意見の部分につきましては、地デジ放送を活用した防災情報の配信の件だと思います。今現在国のほうでも地デジの電波を使った部分ということでの実証が終わりまして、今後実用化に向けて動くという形で報道及び国のほうから情報をいただいております。町としましても、地デジの電波を使った部分につきましては、まだやっと実証が終わった時点にありますので、今後ほかの自治体で実証した結果及び町のほうで今の地デジ環境の中で活用ができるかどうかということとをちょっと検証させていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（早川ケン子君） 1番、千葉委員。

○委員（千葉泰彦君） 津波防災地域づくり推進事業の中で、1に関連してなのですが、浸水想定区域が以前より広がったことについて、新たに浸水想定に加わった地区にも防災行政無線を設置する予定があるのかどうか教えてください。

○委員長（早川ケン子君） 應家危機管理課長。

○危機管理課長（應家義政君） 今回の浸水想定区域で、新たに中島・岸、卒郡、中里の一部がありますけれども、浸水になりますので、今後どういった形で周知を図っていけ

るのかというところは研究して、何らかの方法で周知をできるように対策を練っていき
たいなと考えております。

○委員長（早川ケン子君） 質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） 質疑なしと認めます。

ここで、換気のため午後2時45分まで休憩します。

休憩（午後 2時32分）

再開（午後 2時45分）

○委員長（早川ケン子君） ただいまから条例補正予算等審査特別委員会を再開します。

ただいまの出席委員は12人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これより審査に入ります。17ページをお開きください。

◎教育次長の発言

○委員長（早川ケン子君） ここで、佐々木教育次長から発言の申出がありますので、こ
れを許可します。

佐々木教育次長。

○教育次長（佐々木 剛君） それでは、教育委員会事務局から本年度の定期人事異動に
伴います新職員、指導主事でございますけれども、紹介をさせていただきたいと思いま
す。

初めに、本年3月まで主任指導主事としてご活躍いただきました中塚良久先生ですが、
岩手県教育委員会事務局学校教育室に主任指導主事として転出されております。その後
任といたしまして、本年3月まで盛岡市立上田中学校に勤務されておりました柴田良輔
先生を指導主事として迎えております。柴田指導主事には、着任直後から学校の様々な
照会や相談等に真摯にご対応いただいているところであります。

それでは、柴田指導主事から自己紹介をさせていただきます。

○教育指導室副主幹併指導主事（柴田良輔君） 4月から岩泉町教育委員会に赴任してお
ります柴田良輔と申します。岩泉町の子供たちのために、ひいては岩泉町の今やこれか

らのために誠心誠意尽くしてまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

- 教育次長（佐々木 剛君） 教育委員会事務局職員も柴田先生と連携しながら、町内小中学校の教育推進に努めてまいりたいと思います。今後ともご指導よろしくお願いいたします。

以上でございます。

- 委員長（早川ケン子君） よろしくお願いたします。

-
- 委員長（早川ケン子君） これより審査に入ります。

予算書は17ページです。9款教育費、3項中学校費、2目教育振興費に入る前に、ここで新規事業の説明を求めます。

佐々木教育次長。

- 教育次長（佐々木 剛君） それでは、補正予算新規事業等の概要を説明させていただきます。

8ページを御覧いただきたいと思います。事業名は、スクールバス乗車時学習用備品購入でございます。事業実施主体は岩泉町でございます。

事業の目的でございますが、釜津田中学校の統合に伴う遠距離通学者のため、スクールバス内にシートモニターを設置し、DVD教材の視聴等による移動時間の有効活用を図ろうとするものでございます。

事業の内容ですが、購入物品といたしましてスクールバス内にDVD教材等を視聴するためのシートモニターの設置とDVD教材の購入を図るものでございます。(1)といたしまして、DVDユニット1セット、これはDVDプレーヤー等になります。それから、(2)といたしまして、シートモニターを4台予定しております。(3)として、DVD教材等の購入を予定しております。事業費といたしまして66万円の予定でございます。

それから次に、特記事項でございます。町の未来づくりプラン部門別計画では、地域一体による子供たちの教育の向上として位置づけております。事業費は66万円で、全て一般財源となっております。

以上でございます。

○委員長（早川ケン子君） 説明が終わりました。

2目教育振興費に入ります。質疑はありませんか。

2番、佐藤委員。

○委員（佐藤安美君） この設備は、予算が成立しましたならば、いつ頃の設置予定かをお伺いいたします。

○委員長（早川ケン子君） 佐々木教育次長。

○教育次長（佐々木 剛君） お答えいたします。

設備の設置につきましては、3日、4日ぐらいではできるかなとは思っているのですが、通学に使っている車ですので、休みの日等を絡めまして日程設定をしたいと思っております。今回予算をお認めいただきますと、6月の末頃とか7月上旬頃とかをめどに設置できればいいなというふうに考えているところでございます。

○委員長（早川ケン子君） 2番、佐藤委員。

○委員（佐藤安美君） モニターが4台でしたか、シート設置でございますけれども、それを視聴するに当たりまして、その4台が一度に視聴できるものか、1台1台別に視聴できるものかお伺いいたします。

○委員長（早川ケン子君） 佐々木教育次長。

○教育次長（佐々木 剛君） お答えいたします。

このモニターは、DVDのプレーヤー、流す装置が1台ありまして、それを各モニターに映し出すということですので、皆同じものを、同じ教材を皆さんでそれぞれ見るということですので、別々に見るということではなく、同じものをみんなで視聴するというふうな形で考えております。

○委員長（早川ケン子君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 教育振興費でお伺いします。

今日は、葛巻高校の新聞記事がありました。先般は、岩泉高校がありました。教育振興という名目で、子供たちのその後の落ち着きというか、平静に戻ったのかどうかという点についてお伺いします。

○委員長（早川ケン子君） 佐々木教育次長。

○教育次長（佐々木 剛君） 岩泉高校の高校生の状況ということでよろしいでしょうか。先般の報道を受けまして、町教委といたしましても高校の校長先生とお話をする機会がございました。子供たちの様子は、確かにショックなところもあったかと思うのですが、現在は特に通常どおりの生活をしているというふうに伺っているところでございます。

○委員長（早川ケン子君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 県立高校ではありますが、何せ岩泉の子供たちでもあるというふうなことで、町民の方々からも心配の声があります。まして、また今日の葛巻高校のようですと、山村留学というふうなこともあったりしながら、皆さんに与える影響というもの出てくるかと思いますので、岩泉高校存続のためにもぜひ教育委員会も連携をしていただいて、よりよい高校づくりへのご支援をお願いしたいと思っています。お願いします。

○委員長（早川ケン子君） 佐々木教育次長。

○教育次長（佐々木 剛君） 委員ご指摘のとおりだと思っております。町教委といたしましても、高校の校長先生、それから副校長先生、事務長の方との意見交換の場も今月予定しております。また、年間2回、3回と予定しておりますので、そのような中で意見交換もしながら取り組んでまいりたいなと思っております。よろしく願いいたします。

○委員長（早川ケン子君） 質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） 質疑なしと認めます。

4項社会教育費、3目芸術文化費に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） 質疑なしと認めます。

5項保健体育費、1目保健体育総務費に入る前に、新規事業等概要説明を求めます。

佐々木教育次長。

○教育次長（佐々木 剛君） それでは、新規事業概要等説明資料の9ページを御覧いただきたいと思っております。事業名でございます。新型コロナウイルス感染症学校保健特別対

策事業（学校等における感染症対策等支援事業）でございます。事業実施主体は岩泉町でございます。

事業の目的は、各学校が児童生徒の安全安心な学習環境を確保しつつ、教育活動を着実に継続することができるよう、学校の感染症対策等を講じる取組及び児童生徒の学びの保障をするための取組を実施するものでございます。

事業の内容でございますが、1の対象学校でございますけれども、各学校における感染症対策に必要な衛生用品等を整備するもので、小学校6校、中学校3校、全9校となっております。

事業費といたしまして、消耗品費316万5,000円、備品購入費419万円となっております。

特記事項といたしまして、国庫補助金が入っております。学校保健特別対策事業、これは1学校当たりの補助対象事業費が90万円、補助率が2分の1となります。残りの部分に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、補助率10分の10を充てるものでございます。

財源内訳といたしましては、全額国庫補助金となっております。735万5,000円となっております。

以上でございます。

○委員長（早川ケン子君） 説明が終わりました。

1目保健体育総務費に入ります。質疑はありませんか。

12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） 現下のコロナ禍によって、マスクが定着したような感じもするのですが、今国のほうをはじめ文科省でも、場合によってはマスクの着用をしなくてもいいような報道がなされているのですが、当町は小中学校の生徒に対してどのような対応を考えているのかお伺いします。

○委員長（早川ケン子君） 佐々木教育次長。

○教育次長（佐々木 剛君） お答えいたします。

マスクの着用につきましては、国のほうから通知が来ておりまして、その通知に基づいて対応しているところでございます。その中で、例えば十分な身体的距離が確保できる場合ですとか、体育の授業ではマスクの着用は必要ではないということになっており

ますし、また気温、湿度、暑さ等が高い夏場においては熱中症対策を優先して、マスクを外すことを指導するというふうなことの通知が入っております。そのように対応しているところでございます。

○委員長（早川ケン子君） 13番、八重樫委員。

○委員（八重樫龍介君） この新規事業の内容、どのようなもの、それを得られるのかお伺いいたします。

○委員長（早川ケン子君） 佐々木教育次長。

○教育次長（佐々木 剛君） お答えいたします。

今回消耗品、それから備品等の整備の予定となっておりますが、基本的には各学校の要望に基づきまして整備をする予定でございます。例えば消耗品の中では、除菌シートですとか、あとはこういうパーティションのようなものですとか、そういうものを購入する予定となっております。また、備品につきましては非接触型の検温計ですとか、あとはサーモカメラ等、そういうものを予定しているところでございます。

○委員長（早川ケン子君） 質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） 質疑なしと認めます。

3目学校給食費に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） 質疑なしと認めます。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） 質疑なしと認めます。

これで歳出の審査を終わります。

歳入に入ります。8ページをお開きください。14款国庫支出金、歳入は款ごとの審査になります。

4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） それぞれありますが、2項に地方創生臨時交付金がありますけれども、これまで決まっている交付されるであろう予定額、1億何ぼとか、またプラスで

あるとかと報道等ありますけれども、これの交付される予定の額と、今使っている額、あとは今後どのようにする予定か伺います。

○総務課長（三上義重君） 佐々木財政管財室長。

○委員長（早川ケン子君） 佐々木財政管財室長。

○財政管財室長（佐々木 光君） お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金ですが、当初で1億4,182万9,000円の交付の限度額のほうをお認めいただいております。追加で交付されている分が7,827万9,000円、追加で交付の限度額のほうを認めていただいております。現在、今年度合計で2億2,010万8,000円の合計額となっております。このうち5,870万9,000円、こちらのほうに関しては原油価格・物価高騰対応の分として交付のほうを受けております。今までの分で既に充当済み分ということで、1号補正のほうで4,168万9,000円を充当しております。今回の2号補正で368万9,000円を充当する予定となっております。今年度2号補正までで4,537万8,000円の充当となります。残りの額に関しましては、今後のコロナ対策等の補正予算の編成の際に充当のほうを行っていく予定としております。

以上です。

○委員長（早川ケン子君） 質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） 質疑なしと認めます。

15款県支出金、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） 質疑なしと認めます。

16款財産収入。

8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） この不動産売払収入で、この土地というのは説明ではホールディングスということがありました。お伺いしたいのは、土地なり建物での売払収入の中で横屋建材さんの隣に売出しをしたのが広報で載りましたが、あれについての現在売払いが終わったのか、それとも問合せ的なのはどういう状況なのか教えていただければ。

○委員長（早川ケン子君） 三上地域整備課長。

○地域整備課長（三上訓一君） 三本松地区の町営住宅、4月1日号の広報に載せまして、あとホームページ等でも土地つきで売りますよということで募集をしたところですが、5月20日までの申込期限ということで申込みを受け付けすることで周知していましたが、結果としては残念ながら三本松地区の町営住宅の申込みはなかったという状況であります。今後、また募集内容等を精査した上で、再度応募のほうは進めていきたいなという担当課の考えを持っておるところです。

以上です。

○委員長（早川ケン子君） 10番、三田地委員。

○委員（三田地和彦君） 不動産の収入の関係で、前に議案第3号でこれは決まったわけですが、そのときの答弁で不動産鑑定士ということで、まずこれは間違いないと思うのですが、簿価の価格よりかは高い金額でしょうね、これを確認したいと思えます。ご答弁をお願いします。

○委員長（早川ケン子君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 今回の岩泉ホールディングスへの町有地の売却の単価と、近傍の売買の価格との関係についてというご質問でよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○農林水産課長（佐々木修二君） 価格については、そういう近傍価格も調査の上、不動産鑑定もされておりますので、ほぼ同等かなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（早川ケン子君） 10番、三田地委員。

○委員（三田地和彦君） ほぼ同等ということは、ちょっとまずいのではないかなと私は感じるのです。ということは、ある程度今はアップするのではないかなと思うのですが、そこら辺の考えは入れなかったのか、ご答弁をお願いします。

○委員長（早川ケン子君） 農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） こちらのほうの乙茂地区、町内全域でございますけれども、税務加算のほうの資産税評価のほうにつきましては年々評価額は下がっているという状況もございまして、それを受けて鑑定士の先生の方も評価されているというふうに認識してございます。

○委員長（早川ケン子君） 質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） 質疑なしと認めます。

18款繰入金、質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） 質疑なしと認めます。

20款諸収入、質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） 質疑なしと認めます。

21款町債。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） 質疑なしと認めます。

ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） 質疑なしと認めます。

これで歳入を終わります。

次に、第2表、地方債補正に入ります。5ページをお開きください。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） 質疑なしと認めます。

これで第2表、地方債補正を終わります。

これで議案第2号の質疑を終わります。

これから議案第2号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（早川ケン子君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上をもって本委員会に付託された議案の審査は全部終了しました。

委員長報告の作成については、私に一任願います。

◎閉会の宣告

○委員長（早川ケン子君） 以上で条例補正予算等審査特別委員会を閉会します。

（午後 3時10分）

岩泉町議会委員会条例第27条の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

令和4年第2回岩泉町議会定例会
条例補正予算等審査特別委員会委員長

早 川 ケ ン 子
